

佐渡市地域防災計画（案）

【震災対策編】

（令和6年9月修正）



佐渡市防災会議

目 次

第1章 総 則	1
第 1 節 計画作成の趣旨	2
第 2 節 防災ビジョン	5
第 3 節 市民及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は 業務の大綱	8
第 4 節 佐渡市の自然特性と地震災害	13
第 5 節 積雪期における地震	15
第 6 節 地震被害の想定	17
第 7 節 緊急地震速報と地震情報	21
 第2章 災害予防計画	 24
第 1 節 防災教育計画	25
第 2 節 防災訓練計画	25
第 3 節 自主防災組織育成計画	25
第 4 節 災害に強いまちづくり計画	25
第 5 節 集落孤立対策計画	25
第 6 節 地盤災害予防計画	26
第 7 節 建築物災害予防計画	30
第 8 節 道路・橋梁・トンネル等の災害予防計画	34
第 9 節 港湾・漁港施設の災害予防計画	37
第10 節 空港の災害予防計画	40
第11 節 治山・砂防施設の災害予防計画	42
第12 節 河川・海岸施設の災害予防計画	44
第13 節 農地・農業用施設等の災害予防計画	45
第14 節 防災通信施設の災害予防計画	48
第15 節 電気通信事業者の災害予防計画	48
第16 節 電力供給事業者の災害予防計画	48
第17 節 ガス事業者等の施設災害予防計画	49
第18 節 上水道施設の災害予防計画	52
第19 節 下水道施設の災害予防計画	56
第20 節 危険物等施設の災害予防計画	59
第21 節 火災予防計画	59
第22 節 廃棄物処理体制の整備	60

第 23 節	救急・救助体制の整備	62
第 24 節	医療救護体制の整備	62
第 25 節	避難体制の整備	62
第 26 節	要配慮者の安全確保計画	62
第 27 節	食料品・生活必需品等の確保計画	63
第 28 節	学校・文教施設における災害予防計画	64
第 29 節	文化財の災害予防計画	64
第 30 節	ボランティア受入れ体制の整備	64
第 31 節	事業者等の事業継続	64
第 32 節	行政機能の保全	64

第 3 章 災害応急対策計画 65

第 0 節	災害応急対策タイムスケジュール	66
第 1 節	災害対策本部の組織・運営計画	71
第 2 節	職員の配備・招集	71
第 3 節	防災関係機関の相互協力体制	71
第 4 節	災害時の通信確保	71
第 5 節	被災状況等収集伝達計画	71
第 6 節	広報計画	71
第 7 節	市民等避難計画	71
第 8 節	避難所運営計画	71
第 9 節	避難所外避難者の支援計画	71
第 10 節	自衛隊の災害派遣計画	71
第 11 節	輸送計画	72
第 12 節	警備・保安及び交通規制計画	72
第 13 節	消火活動計画	72
第 14 節	救急・救助活動計画	72
第 15 節	医療救護活動計画	72
第 16 節	防疫及び保健衛生計画	72
第 17 節	こころのケア対策	72
第 18 節	廃棄物の処理計画	72
第 19 節	トイレ対策計画	72
第 20 節	入浴対策計画	72
第 21 節	食料・生活必需品等供給計画	73
第 22 節	要配慮者の応急対策	73
第 23 節	建物の応急危険度判定計画	74

第 24 節	宅地等の応急危険度判定計画	76
第 25 節	学校・文教施設における応急対策	78
第 26 節	文化財等の応急対策	78
第 27 節	障害物の処理対策	78
第 28 節	遺体の捜索・処理・埋葬計画	78
第 29 節	愛玩動物の保護対策	78
第 30 節	災害時の放送	78
第 31 節	公衆通信施設応急対策	78
第 32 節	電力供給施設応急対策	78
第 33 節	ガスの安全、供給対策	78
第 34 節	給水・上水道施設応急対策	78
第 35 節	下水道施設等応急対策	79
第 36 節	危険物等施設応急対策	79
第 37 節	道路・橋梁・トンネル等の応急対策	79
第 38 節	港湾・漁港施設の応急対策	79
第 39 節	治山・砂防施設等の応急対策	80
第 40 節	河川・海岸施設の応急対策	82
第 41 節	農地・農業用施設等の応急対策	83
第 42 節	農林水産業の応急対策	86
第 43 節	商工業の応急対策	86
第 44 節	応急住宅対策	86
第 45 節	ボランティア受入れ計画	86
第 46 節	義援金の受入れ・配分計画	86
第 47 節	義援物資対策	86
第 48 節	災害救助法による救助	86

第 4 章 災害復旧・復興 87

第 1 節	民生安定化対策	88
第 2 節	融資・貸付その他資金等による支援計画	88
第 3 節	公共施設等災害復旧対策	88
第 4 節	災害復興対策	88

作成 平成 18 年 4 月 19 日

修正 平成 19 年 7 月 18 日

修正 平成 22 年 10 月 8 日

修正 平成 29 年 9 月 29 日

修正 令和 6 年 ●月 ●日

第 1 章 総 則

第 1 節 計画作成の趣旨

1 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野に渡り重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、市、県、指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する機能を有効に発揮して、市の地域における災害予防、応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的とする。

2 計画の性格及び構成

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「法」という。）の規定に基づき、「佐渡市防災会議」が策定する計画であり、本市における災害対策に関し、総合的、かつ、基本的な性格を有する。

また、この計画は、本編の「震災対策編」と「風水害対策編」、「津波災害対策編」及び「個別災害対策編」並びに「資料編」で構成される。

(1) 震災対策編（本編）

風水害対策編に付随するものであり、地震による被害を最小限にするための対策を、「予防」、「応急」、「復旧・復興」の時系列ごとに配することにより、防災活動の実施等に資する。

(2) 風水害対策編

風水害をはじめとする災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、各種災害対策を、「予防」、「応急」、「復旧・復興」の時系列ごとに配することにより、防災活動の実施等に資する。

(3) 津波災害対策編

風水害対策編に付随するものであり、津波による被害を最小限にするための対策を、「予防」、「応急」、「復旧・復興」の時系列ごとに配することにより、防災活動の実施等に資する。

(4) 個別災害対策編

風水害対策編に付随するものであり、風水害、震災及び津波以外の個別の災害（油流出事故、航空機の墜落、原子力事故等）による被害を最小限にするための対策を、個別の災害ごとに配することにより、防災活動の実施等に資する。

(5) 資料編

この計画に関連する各種資料は、資料編に掲載した。

3 関連計画との関係

(1) 国・県の防災計画との関係

この計画は、国が定める「防災基本計画」、指定行政機関及び指定公共機関が定める「防災業務計画」及び「新潟県地域防災計画」との整合性・関連性を有する。

(2) 関連計画との関係

この計画は、法に基づき知事が実施する救助のうち、法第 30 条に基づき市長に委任された場合、又は法が適用されていない場合の救助に関する計画を包括する。

4 計画の修正

この計画は、各防災関係機関が策定する実施計画等により具体化を図るものとするが、法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

5 計画の習熟等

市及び防災関係機関は、平時から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟及び周知に努めるとともに、この計画に基づき、より具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整える。

また、特に必要と認める事項については、市民及び事業所等にも周知徹底を図る。

6 複合災害への配慮

(1) 複合災害への備えの充実

市及び防災関係機関等は、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

(2) 要員・資機材投入の対応計画の整備

市及び防災関係機関等は、災害対応に当たる要員、資機材について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

(3) 複合災害を想定した訓練

市及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

7 共通用語

用語の定義は、次のとおりである。

用 語	定 義
自主防災組織	市民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。(災害対策基本法第2条の2関係)
要配慮者	高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人、その他の特に配慮を要する者をいう。(災害対策基本法第8条第2項関係)
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。(災害対策基本法第49条の10関係)
地区防災計画	地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市等が活動の中心となる地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図ろうとするものをいう。(災害対策基本法第42条第3項及び第42条の2関係)
避難場所	災害の危険が切迫した場合における市民等の安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない場所又は施設をいう。

用 語	定 義
指定緊急避難場所	避難場所のうち、市が指定したものをいう。(災害対策基本法第 49 条の 4 から第 49 条の 6、第 49 条の 8 関係)
避難所	避難のための立退きを行った居住者等を、避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した市民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。
指定避難所	避難所のうち、市が指定したものをいう。(災害対策基本法第 49 条の 7、第 49 条の 8 関係)
罹災証明書	災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したものをいう。(災害対策基本法第 90 条の 2 関係)
被災者台帳	被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するための基礎となる台帳をいう。(災害対策基本法第 90 条の 3 関係)

第2節 防災ビジョン

1 市民・地域・市による取組みの推進と外部支援・相互協力による補完体制構築

この計画においては、自然災害に対する施設能力や行政主導の避難対策には限界があることを理解した上で、市民（自助）、地域（共助）、行政（公助）の各主体が、それぞれの責任を果たすことを前提に、各主体の能力の不足を外部からの支援と相互の連携により補完し、もって災害の予防、応急対策、復旧・復興のための活動を円滑に実施できるよう体制構築を目指す。

(1) 市民等に求められる役割（自助）の推進

- ア 市民及び企業等は、災害又はこれにつながるような事象への関心を高め、市民等が主体となって「自らの命は自らが守る」という意識を持ち行動するよう努める。
- イ 市民及び企業等は、自らの責任において、自身及びその保護すべき者の災害からの安全を確保し、自らの社会的な責務を果たせるよう努める。
- ウ 一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

(2) 地域に求められる役割（共助）の推進

- ア 市民及び企業等は、災害で困窮した隣人に無関心であってはならず、地域において「自らの地域は自らで守る」意識を共有するよう努める。
- イ 市民は、その居住地域における安全確保のため、相互に助け合い、災害の予防・応急対策を共同で行うよう努める。
- ウ 企業等は、その立地地域において、市民が行う防災活動への協力に努める。

(3) 市に求められる役割（公助）の推進

- ア 市は、災害時の市民等の安全確保と被災者の救済・支援等の応急対策全般を、災害発生時に、迅速かつ有効に実施できるよう、以下の方法等により災害対応能力の維持及び向上に努める。
 - (ア) 専門知識を持った職員の養成・配置と災害時の組織体制の整備
 - (イ) 災害時にも機能停止に陥らない、危機管理体制の整備及び庁舎・設備・施設・装備等の整備
 - (ウ) 職員の教育・訓練による防災活動の習熟
 - (エ) 研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により人材育成を体系的に図る仕組みの構築
 - (オ) ハザードマップの作成、避難指示等の判断基準等の明確化
 - (カ) 災害対応業務のプログラム化、標準化
 - (キ) 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの平時からの構築
 - (ク) 指定緊急避難場所、指定避難所、災害備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たっての、公共用地等の有効活用
- イ 市は、市民及び企業等が公の支援を遅滞なく適切に受けられるよう、確実に周知しなければならない。
- ウ 市は、相互の連携・協力のための体制を整備し、広域的な応援・受援体制の強化・充実化を図る。

エ 市は、市民及び企業等による自らの安全を確保するための取組みの推進について、啓発と環境整備に努める。

(4) 支援と連携による補完体制の整備

市は、自らの対処能力が不足した場合、国、県、他市町村からの支援や、NPO、ボランティア、企業・団体等との連携により十分に対応できるよう、事前の体制整備に努めるとともに、連絡先の共有の徹底等の実効性の確保に努める。

2 要配慮者への配慮と男女両性の視点に立った対策

- (1) 細部計画等の策定及び実施に当たっては、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。
- (2) 細部計画等の策定及び実施に当たっては、男女共同参画及び性的少数者等の視点から見て妥当なものであるよう配慮する。

3 複合災害を視野に入れた防災対策

積雪期の地震発生など、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化すること）の発生可能性を認識し、本計画及び細部計画等の見直しや備えの充実を図る。

4 計画の実効性の確保

市は、この計画上の防災対策の実効性を担保するため、関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との連携の確認などを、平時から行うとともに、研修や訓練を通じて、計画の習熟を図る。

5 本市の特殊性等を考慮した重要事項

本市は離島であり、防災上不利な地理的な条件があるほか、年間50万人程度の観光客が訪れる等の防災上特別な配慮が必要な社会的条件を有することを踏まえて防災対策の重点を位置づける必要がある。

また、耐震化及び津波防ぎょ施設の整備等のハード対策についても、中長期課題として位置づける必要がある。

(1) 本土からの遠隔性、離島の条件不利性

大規模災害時には県内空港・港湾の機能が停止し、受援が遅れるおそれがあるほか、本市のような離島への同時応援の困難等も予想される。このため、本市への応援が到着するまでの間を自力でのりきれる防災資源やネットワークを充実・強化し、市の防災体制・対策の充実・強化を図る。

ア 近隣市町村間の応援体制の構築

イ 浸水想定区域外、土砂災害（特別）警戒区域外への備蓄拠点・物資、ヘリポート等輸送拠点の確保。

ウ 自衛隊によるヘリコプター輸送体制の確保。

エ 海上保安庁による船艇・航空機を使用した輸送体制の確保。

オ 自主防災組織の組織化、資機材整備等の支援。

カ 市避難計画・ハザードマップ・避難行動要支援者個別避難計画の作成、避難誘導標識・
備蓄倉庫・物資等の整備。

(2) 観光客や外国人の避難誘導

地震が発生した場合、市内の市街地、海岸、観光施設等にいる多数の観光客の避難誘導が必要となるほか、航路が停止した場合には、市内に滞留することも予想される。

観光客等の安全を確保するため、市、県、観光交流機構、観光施設及び宿泊施設との関係者が連携して、観光客や外国人への避難情報の提供、避難誘導、帰宅支援体制を整備する。

また、出来るだけ高い場所へ、津波到達時間内に避難ができるように市内全域で以下のような対策を進めるほか、最大クラスの津波についても可能な限り対策を講じていく。

ア 観光施設、宿泊施設等における観光客、外国人等の避難誘導體制の整備

イ 海拔高度図を活用した、観光施設等への標高や津波避難場所・ルート等の標識基設置

ウ 滞留旅客の待機施設等の確保

第3節 市民及び防災関係機関の責務と処理すべき

事務又は業務の大綱

1 各機関等の責務

(1) 市

佐渡市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。

また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

男女共同参画の視点からも、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(2) 県

新潟県は、市町村を包含する広域的地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため以下の対策を講じる。

ア 政府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

イ 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

ウ 市の防災活動を支援し、かつその調整を行う。

エ 平時から自主防災組織やNPO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図る。

オ 新潟県地域防災計画の実効性を高め、災害の軽減を図るための具体的な計画を策定する。

カ 災害時対応における女性の視点についての理解が促進されるよう、平時から防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、市へ情報提供するなど周知啓発を図る。また、女性センター・男女共同参画センター等が、災害対応力を強化する女性の視点に関する学びの機会の提供等の周知啓発活動ができるよう、男女共同参画担当部局は、支援に努める。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、大規模災害から市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう指導、助言等の措置をとる。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(6) 市民（住民・企業等）

「自らの身の安全は自分で守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」ことが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

市民・企業等は、発災時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、市、県、国その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するという意識のもとに積極的に自主防災活動を行う。

2 各機関の事務又は業務の大綱

佐渡市の区域を管轄する各機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて佐渡市の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害時に処理すべき事務又は業務の大綱は、新潟県地域防災計画に準拠し、次表のとおりとする。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
佐 渡 市	1 佐渡市防災会議に関する事 2 管内における公共的団体及び市民の自主防災組織の育成指導に関する事 3 災害予警報等情報伝達に関する事 4 被災状況に関する情報収集に関する事 5 災害広報及び避難指示等の発令に関する事 6 被災者の救助に関する事 7 県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関する事 8 災害時の清掃・防疫その他保健衛生の応急措置に関する事 9 消防活動及び浸水対策活動に関する事 10 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関する事 11 被災要配慮者に対する相談及び援護に関する事 12 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関する事 13 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事 14 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設及び設備の整備に関する事 15 ガス、水道等公営事業の災害対策に関する事 16 こころのケア・救護所設置に関する事
新 潟 県	1 新潟県防災会議に関する事 2 市、指定公共機関及び指定地方公共機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関する事 3 災害予警報等情報伝達に関する事 4 被災状況に関する情報収集に関する事 5 災害広報に関する事 6 避難指示等に関する事 7 市の実施する高齢者等避難の発令に係る情報提供・技術的支援に関する事 8 市の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事 9 災害救助法に基づく被災者の救助に関する事 10 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関する事 11 市の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び

		援助に関すること 12 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること 13 被災要援護者に対する相談及び援護に関すること 14 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること 15 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること 16 緊急通行車両の確認に関すること 17—消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設及び設備の整備に関すること 18 自衛隊の災害派遣要請に関すること 19 他の都道府県に対する応援要請に関すること
	佐渡警察署	1 避難誘導、被災者の救出その他人命保護に関すること 2 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急交通路の確保に関すること 3 行方不明者調査及び死体の検視に関すること 4 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置に関すること
指定 地方 行政 機関	北陸農政局 新潟地域センター佐渡支所	1 農地及び農業用施設災害復旧事業の緊急査定に関すること 2 災害時における応急食料の緊急引渡しに関すること
	第9管区海上保安本部 新潟海上保安部佐渡海上保安署	1 災害予防に係わる防災訓練、海難防災講習会等啓蒙活動及び調査研究に関すること 2 災害応急対策に係わる警報等の伝達、情報の収集、海難救助等に関すること 3 災害応急対策に係わる人員及び物資の緊急輸送並びに物資の無償貸与又は譲与に関すること 4 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること 5 海上における流出油の防除、交通安全の確保、警戒区域の設定、治安の維持及び危険物の保安措置に関すること 6 災害復旧・復興対策に係わる海洋環境の汚染防止及び海上交通安全の確保に関すること
	東京管区气象台 (新潟地方气象台)	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
	北陸信越運輸局	1 災害時における通信・放送の確保に関すること 2 災害時における非常通信に関すること 3 非常災害時における臨時災害放送局等の臨機の措置に関すること 4 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車等及び臨時災害放送局用機器の貸出に関すること
	北陸地方整備局	1 台風及び波浪から港湾及び地域住民を保護するための海岸保全施設等の整備推進に関すること 2 港湾、航路及び港湾内運河並びに空港に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること

		3 国土交通大臣の指定した直轄工事施工区域内においての砂防の実施及び災害復旧に関する事 4 土砂災害緊急情報の発表等に関する事 5 直轄海岸保全区域において海岸保全施設に関する直轄工事の実施及び災害復旧に関する事 6 一般国道指定区間の改築、管理、維持修繕、除雪及び災害復旧工事に関する事 7 国が行う海洋の汚染の防除に関する事 8 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関する事
	新潟労働局 佐渡労働基準監督署	災害時における産業安全確保に関する事
陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊		1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関する事 2 災害発生時の県の情報収集活動への協力に関する事 3 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救援活動の実施に関する事
指定 公 共 機 関	東日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・コム 株式会社KDDI ソフトバンク株式会社	1 電気通信設備の整備及び防災管理に関する事 2 災害時における緊急通話の確保及び気象警報等の伝達に関する事
	日本赤十字社 新潟支部佐渡地区各分区	1 災害時における医療救護に関する事 2 災害時における救援物資の備蓄及び配分に関する事 3 災害時の輸血用血液の供給に関する事 4 災害救援（義援）金の募集、受付及び配分に関する事 5 労働奉仕班の編成及び派遣のあっせん並びに連絡調整に関する事
	日本放送協会 新潟放送局	1 津波予警報、気象警報等の放送に関する事 2 災害時における広報活動に関する事
	東北電力ネットワーク株式会 社 佐渡営業所	1 電力施設等の防災管理及び災害復旧に関する事 2 災害時における電力の供給の確保に関する事
	日本郵便株式会社	災害時における郵政業務の確保、郵便事業に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策に関する事
	日本通運株式会社市内営業所	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関する事
指定 地 方 公 共 機 関	新潟県土地改良事業団体連合 会	各土地改良区との情報収集及び伝達並びに総合連絡調整に関する事
	土地改良区	水門、水路、ため池等の施設の防災管理並びに災害復旧に関する事
	佐渡汽船株式会社	海上における安全輸送の確保及び災害時における海上輸送の確保に関する事
	佐渡汽船運輸株式会社 新潟交通株式会社 公益社団法人 新潟県トラック協会佐渡支部	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関する事
	佐渡瓦斯株式会社	1 都市ガス施設等の防災管理に関する事 2 災害時における都市ガスの安定的供給に関する事
	一般社団法人新潟県LPガス 協会佐渡支部	1 LPガス施設等の防災管理に関する事 2 災害時におけるLPガスの安定的供給に関する事
	株式会社新潟放送 株式会社新潟総合テレビ 株式会社テレビ新潟放送網 株式会社新潟テレビ21	1 津波警報、気象警報等の放送に関する事 2 災害時における広報活動に関する事

	株式会社エフエムラジオ新潟 株式会社佐渡テレビジョン	
	株式会社新潟日報社佐渡総局	災害時における広報活動に関すること
	社団法人新潟県医師会	災害時における医療救護に関すること
	公益社団法人新潟県看護協会	災害支援ナースの派遣に関すること
	公益社団法人新潟県助産師会	災害時における助産に関すること及び妊産婦、新生児等の保健指導に関すること
	新潟県商工会連合会 一般社団法人 新潟県商工会議所連合会	1 災害時における物価安定についての協力、徹底に関すること 2 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること
その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	朝日新聞佐渡支局 読売新聞社佐渡通信部	災害時における広報活動に関すること
	新潟交通佐渡株式会社	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること
	市内商工会	1 災害時における物価安定についての協力、徹底に関すること 2 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること
	J Aグループ新潟	1 災害時における緊急物資の調達及び陸路による緊急輸送の確保に関すること 2 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること 3 被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関すること
	農業協同組合 森林組合 漁業協同組合	1 災害時における緊急物資の調達及び陸路による緊急輸送の確保に関すること 2 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること 3 被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関すること
	病院、 診療所	1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること 2 災害時における負傷者等の医療救護に関すること
	一般運輸事業者	災害時における緊急輸送の確保に関すること
	社会福祉法人 佐渡市社会福祉協議会	1 災害時のボランティア活動に関する調整に関すること。 2 ボランティアの登録・受付等及びその受入れ体制の確保に関すること。
	社団法人 新潟県建設業協会佐渡支部	1 災害時における応急復旧の協力に関すること 2 災害時における応急対策用資材の確保に関すること
	貯水池の施設管理者 ダム施設の施設管理者	ダム操作等施設の防災管理に関すること
	危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安措置に関すること

第4節 佐渡市の自然特性と地震災害条件

1 佐渡市の位置

本市は、新潟県のほぼ中央の日本海上に位置する離島であり、海岸線は 280.8 km、面積は、855.68 k m²、広ぼうは、東西 32.6 km、南北に 59.5 km である。

位 置

極 東	東経 138 度 34 分 28 秒 (弁天崎)
極 西	東経 138 度 12 分 11 秒 (沢崎鼻)
極 北	北緯 38 度 20 分 18 秒 (二ツ亀岩)
極 南	北緯 37 度 48 分 09 秒 (新谷岬)

2 地形・地質の概要

(1) 地形

本市は北東から南西方向に細長い地形で、国中平野を挟んで北西側に大佐渡山地、南東側に小佐渡丘陵が並走し、山岳丘陵地帯を形成している。また、北東には両津湾、南西に真野湾の湾入があり、大佐渡・小佐渡を通じて数段に及ぶ海岸段丘が発達し、海岸線延長は約 280 km で日本海に囲まれている。

市のほぼ中央部の国中平野を 2 級河川の国府川が流れ、その流域面積は佐渡の全河川流域面積の 2 割を占めている。水系が国府川に集中していることと、標高が 0 m ～ 5 m と低いことから、洪水に見舞われることが多い。

(2) 地質

地質構造は、主として第三紀の水成岩、火山岩からなり、地盤は軟弱である。

大佐渡山地の地質は、第三紀中新統の中・下部に属する杉野浦層、入川層、真更川層、金北山層、鶴子層、中山層、河内層、相川層の安山岩、流紋岩、石英斑岩、凝灰角礫岩、礫岩、硬質砂岩、シルト岩、硬質頁岩等、佐渡の第三紀層の中では比較的硬岩である。

小佐渡丘陵の東北半分は、大佐渡山地と同様、中新統の比較的古期の岩層であるのに対し、西南半は、中新統中・下部の笠取山層、経塚山層、下戸層、羽茂層、素浜層の硬質頁岩、砂岩、泥岩などの水成岩が主であり、安山岩、玄武岩などに貫かれている。特に西南半は、新期の軟弱地層のため、重力浸食による緩斜地形が山地内各所に発達している。

3 過去の主な地震災害

(1) 新潟地震

発生年月日	1964 年(昭和 39 年) 6 月 16 日 13 時 01 分
震源・規模	新潟県沖 北緯 38° 22.2'、東経 139° 12.7'
	深さ 34 キロメートル マグニチュード 7.5
震 度	震度 5 (佐渡相川)
被 害 状 況	両津で 2.0m の津波が発生し、両津市で 400 戸近くが浸水した。

(2) 新潟県北部の地震

発生年月日	1995 年(平成 7 年) 4 月 1 日 12 時 49 分
震源・規模	新潟県下越地方 北緯 37° 53.4′ 、東経 139° 14.8′
	深さ 16 キロメートル マグニチュード 5.6
震 度	震度 4 (佐渡相川)
被 害 状 況	佐渡島内では被害はなかったものの、震源に近い笹神村の一部では震度 6 に近い揺れがあったものと推定される。

(3) 佐渡付近の地震

発生年月日	2003 年(平成 15 年)12 月 22 日 21 時 07 分
震源・規模	佐渡付近 北緯 37° 53.2′ 、東経 138° 15.2′
	深さ 16 キロメートル マグニチュード 4.7
震 度	震度 4 (相川町、佐和田町)
被 害 状 況	相川町で建物に軽微な被害が発生した。

(4) 新潟県中越地震

発生年月日	2004 年(平成 16 年)10 月 23 日 17 時 56 分
震源・規模	新潟県中越地方 北緯 37° 17.5′ 、東経 138° 52.0′
	深さ 13 キロメートル マグニチュード 6.8
震 度	震度 4 (相川、佐和田、小木、赤泊)
被 害 状 況	相川地区、畑野地区で建物に軽微な被害が発生した。

(5) 佐渡付近の地震

発生年月日	2012 年(平成 24 年)2 月 8 日 21 時 1 分
震源・規模	佐渡付近 北緯 37° 51.9′ 、東経 138° 10.2′
	深さ 14 キロメートル マグニチュード 5.7
震 度	震度 5 強(相川、佐和田)、震度 5 弱(畑野、羽茂、小木、赤泊)
被 害 状 況	国中地域を中心に軽微な被害が発生した。

(6) 能登半島地震

発生年月日	2024 年(令和 6 年) 1 月 1 日 16 時 10 分
震源・規模	石川県能登地方 北緯 37° 29.7′ 、東経 137° 16.2′
	深さ 16 キロメートル マグニチュード 7.6
震 度	震度 5 強(相川三丁目、岩谷口、千種、川原田本町、赤泊。小木町) 震度 5 弱(畑野、羽茂本郷、真野新町、相川栄町、両津支所、新穂瓜生屋)
被 害 状 況	市内において建物に軽微な被害が発生した。

第5節 積雪期における地震

1 積雪期における影響

積雪期においては、他の時期と異なり、気象の状況、特に降積雪の状況が地震災害に大きな影響を及ぼすと考ええる。

本市を含む新潟県は、全国有数の豪雪地という条件を持っており、震災対策を検討する上では、積雪期の地震を想定し、対策を検討しておくことが必要である。

したがって、本市においては、積雪は、地震に対し被害を拡大させ、応急対策の実施を阻害し、あるいは応急対策需要を増加させる要因として機能すると認識の上、それを想定した要員や資機材投入の対応計画の整備、訓練の実施など、複合災害に対応した備えの充実に努める。

2 被害拡大要因

(1) 火災の発生

暖房器具の使用期間であるため、家屋倒壊の増大と暖房器具の使用により、火災発生件数が増大することが予想される。また、一般家庭でも多量の石油類を暖房用に備蓄しているため、これらが延焼の促進剤となり、消防活動の困難と相まって火災の拡大をもたらすと予想される。

(2) 雪崩の発生

地震動により雪崩が同時多発することが予想される。

(3) 人的被害の多発

家屋倒壊、雪崩、火災により人的被害が増大するおそれがある。

2 応急対策阻害要因

(1) 情報活動の阻害

山間地では、積雪や雪崩発生により道路や通信施設が寸断等の影響を受け、被害状況の把握が困難になることが予想される。

(2) 緊急輸送活動の阻害

積雪により道幅が狭まっている上、除雪により道路両側に積み上げられる雪壁が同時多発的に崩落し、道路交通のマヒが発生し、緊急輸送活動を著しく困難にすることが予想される。

(3) 消防活動の阻害

積雪により消防車の通行障害や消防水利の使用障害等が発生し、消防活動が著しく困難になることが予想される。

(4) 救出活動の阻害

倒壊家屋等は雪で埋まるため、下敷となった者の発見・救出が困難になると予想される。

(5) 重要施設の応急復旧活動の阻害

除雪しないと被害施設や被害箇所には到達できないとか、地下埋設管を掘り出せないなど、無雪時にはない困難な作業が増えるため、短時間での復旧は極めて困難になることが予想される。

3 応急対策需要要因

積雪期には、テント・車中泊等の屋外での避難生活ができないため、通常の避難所予定施設では避難者を収容しきれなくなる他、避難施設での暖房が必要となり、暖房器具、燃料、毛布、被服等を迅速に確保する必要がある。

また、雪崩の危険等のため避難指示等が長期間継続する他、道道路除雪の困難、ガス・水道等のインフラ復旧の遅れ、積雪による応急仮設住宅の着工困難等により、避難生活が長期化することが予想される。

4 地震後の降雪による影響

(1) 地盤の弱体化による雪崩や地すべり発生危険性の増加

地震により崩落した斜面では、植生の喪失や雪崩防止施設の被災により、普段以上に雪崩発生の危険性が高まることが予想される他、地震により発生した斜面の亀裂や軟弱化した地盤から融雪水が浸透し、各所で地滑りが発生するおそれがある。新潟県中越地震(2004年)のときには、直後の冬において雪崩と土砂災害が同時に発生する「土砂雪崩」が多発している。

(2) 屋根雪による二次倒壊の危険性

地震により建物基礎部分が損傷した建物の屋根に雪が積もると、通常の屋根雪量でも倒壊する危険性が高くなる。中越震災においては、地震による全壊家屋がその後の屋根積雪によって倒壊した棟数は、191棟（住家93棟、非住家98棟）にのぼった。

(3) 被災建物屋根保護のためのシートに積もった雪の落雪

中越大震災では、被災建物の屋根等を保護するためにブルーシート等で覆っていたが、その上に積もった雪は、通常よりも落雪の危険性が高く、小千谷市ではブルーシート上の雪が落下し、2名が死亡する事案も発生している。

(4) 除雪

全ての応急対策は、毎日の除雪作業から始まることとなり、多大な労力を費やすことから、多数の除雪作業員の確保が必要となる。

5 積雪期の地震対策の基本方針

積雪は、様々な面で地震被害を拡大・深刻化させることが予想されるため、積雪期の地震発生を想定した地震対策を講じる必要がある。

第6節 地震被害の想定

県は、地震対策の基礎資料として、平成9年度に地震被害想定を実施している。

その後において、平成16年10月に発生した新潟県中越地震、平成19年7月に発生した新潟県中越沖地震といった県内に大きな被害を生じさせた地震を経験するとともに、平成23年3月に発生した東日本大震災をはじめ、最近では平成28年熊本地震や平成30年9月の北海道胆振東部地震など県外でも大きな被害を生じさせた地震が発生している。また、前回調査から20年以上が経過していることから、想定技術の進歩、社会情勢の変化や平成29年度県公表の津波浸水想定調査結果など、新たな知見の蓄積が進んできた。

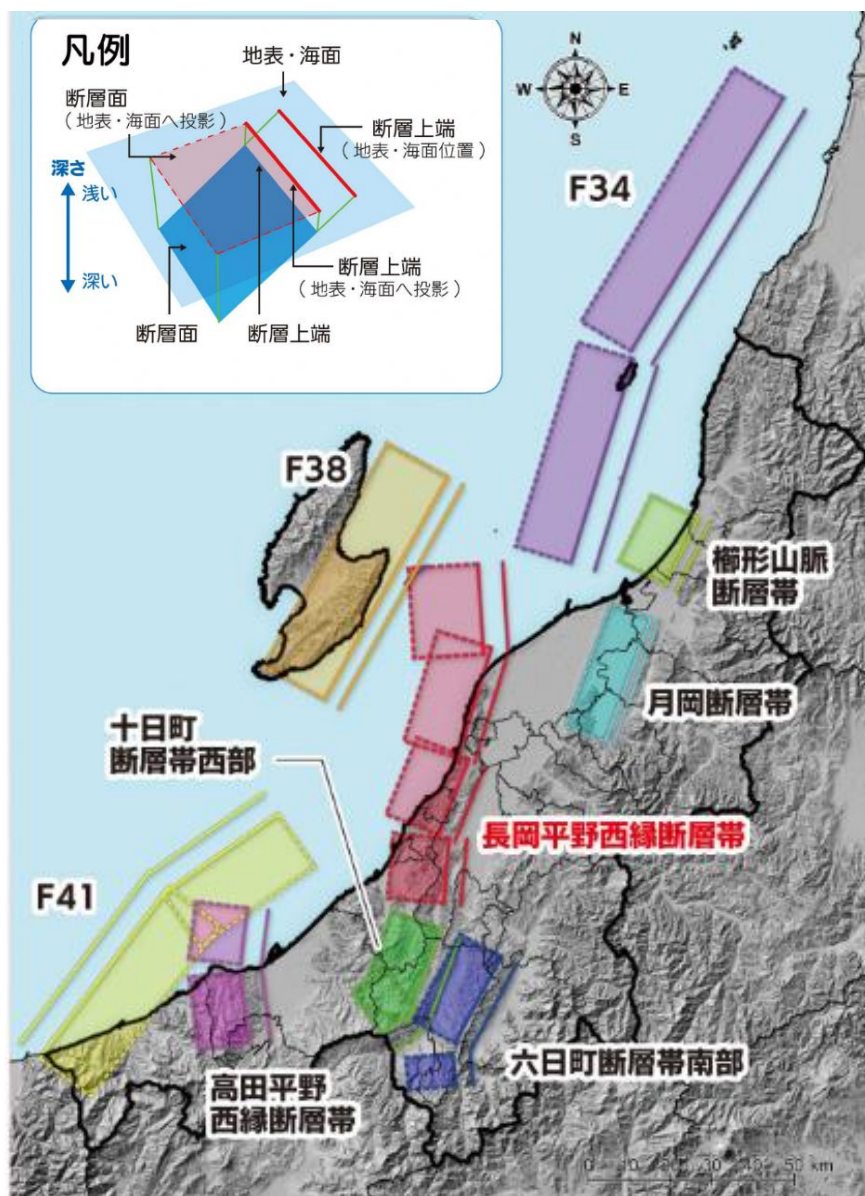
このような状況を受け、県は、令和元年6月14日から令和4年3月22日にかけて、平成9年度以来2回目となる「新潟県地震被害想定調査(以下「県地震調査」という。)」を実施した。この調査は、本県における今後の地震防災対策の基礎資料とし、かつ県内各市町村においても有用な資料とすることを目的としたものであり、市においては、この調査結果を参考に、被害想定及び震災対策を推進していく。

1 想定地震

今回の県地震調査では、発生確率や影響度等から、次に示す内陸6地震・海域3地震の計9地震を想定地震としている。

○ 県地震調査で想定した地震

番号	想定地震名	地震タイプ	傾斜度	長さ(km)	幅(km)	上端深さ(km)	地震規模(Mw)	発生確率
1	楡形山脈断層帯	内陸	45.0	18.0	18.0	3.0	6.40	ほぼ0.3%～5%
2	月岡断層帯	内陸	55.0	32.0	18.0	3.0	6.80	ほぼ0%-1%
3	長岡平野西縁断層帯	内陸	45.0	22.0	24.0	6.0	7.50	2%以下
			55.0	28.0	24.0	6.0	7.50	
			55.0	20.0	24.0	6.0	7.50	
			55.0	16.0	24.0	6.0	7.50	
4	十日町断層帯西部	内陸	45.0	24.0	18.0	5.0	6.80	3%以上
			45.0	10.0	18.0	5.0	6.80	
5	高田平野西縁断層帯	内陸	45.0	14.0	18.0	5.0	6.80	ほぼ0%
			45.0	18.0	18.0	5.0	6.80	
6	六日町断層帯南部	内陸	50.0	24.0	18.0	5.0	6.80	ほぼ0%～0.01%
			50.0	8.0	18.0	5.0	6.80	
7	F34(県北・山形沖)	海域	45.0	71.9	19.7	6.0	7.71	-
			45.0	52.0	19.7	6.0	7.71	
8	F38(越佐海峡)	海域	45.0	62.6	23.6	4.0	7.46	-
9	F41(上越・糸魚川沖)	海域	45.0	51.5	22.7	6.0	7.60	-
			45.0	34.1	22.7	6.0	7.60	



2 地震による被害想定

想定地震のうち、本市に大きな被害が及ぶと予想されるのは、「F34（県北・山形沖）」、「F38（越佐海峡）」、「F41（上越・糸魚川沖）」、「長岡平野西縁断層帯」の4地震である。

本市に大きな被害が及ぶと予想される想定地震（4地震）についての地震被害想定（建物被害、人的被害、ライフライン被害）結果を次に示す。

中でも、佐渡市において特に大きな被害が想定されるのは、「F38（越佐海峡）」である。

○ 佐渡市における建物被害想定結果（４地震）

要因	被害程度	単位	F34(県北・山形沖)	F38(越佐海峡)	F41(上越・糸魚川沖)	長岡平野西縁断層帯
揺れ	全壊	棟	99	30,910	116	1,773
	半壊	棟	1,492	15,341	1,115	7,446
液状化	全壊	棟	39	77	36	44
	半壊	棟	1,363	2,370	1,315	1,646
土砂崩壊	全壊	棟	16	98	14	44
	半壊	棟	37	228	32	102
津波	全壊	棟	245	666	257	39
	半壊	棟	1,657	580	1,001	556
地震火災	焼失	棟	3	3,323	3	64

○ 佐渡市における人的被害想定結果（４地震）

要因	被害程度	単位	F34(県北・山形沖)	F38(越佐海峡)	F41(上越・糸魚川沖)	長岡平野西縁断層帯
建物倒壊①	死者	人	7	2,056	11	118
	重傷者	人	10	3,174	17	181
	軽傷者	人	278	5,348	219	1,486
地震火災②	死者	人	0	6	0	0
	重傷者	人	0	4	0	0
	軽傷者	人	0	10	0	0
土砂崩壊③	死者	人	1	7	1	3
	重傷者	人	1	4	1	2
	軽傷者	人	1	4	1	2
津波④	死者	人	67	150	41	21
	負傷者	人	1,451	2,793	918	543
ブロック塀等の倒壊⑤	死者	人	0	0	0	0
	重傷者	人	0	1	0	1
	軽傷者	人	1	2	1	1
屋内収容物移動・転倒、屋内落下物⑥	死者	人	0	5	0	0
	重傷者	人	2	62	2	7
	軽傷者	人	15	236	12	34

※ 算出条件

- ①季節：冬、時間帯：深夜、風速：平均 ②季節：冬、時間帯：18時、風速：強風
 ③季節：冬、時間帯：深夜 ④季節：冬、時間帯：深夜、風速：平均
 ⑤季節：冬、時間帯：18時 ⑥季節：夏、時間帯：12時

○ 佐渡市におけるライフライン被害想定結果（４地震）

種別	被害項目	単位	F34(県北・山形沖)	F38(越佐海峡)	F41(上越・糸魚川沖)	長岡平野西縁断層帯
上水道	断水人口(直後)	人	5, 800	53, 646	3, 947	27, 684
	断水率	%	10. 8	100	7. 4	51. 6
下水道	機能支障人口	人	13, 642	37, 223	12, 153	23, 175
	機能支障率	%	31. 8	86. 9	28. 4	54. 1
電力	停電軒数(直後)	軒	4, 503	38, 169	2, 859	18, 761
	停電率	%	11. 8	100	7. 5	49. 2
固定電話	不通回線数	回線	4, 215	37, 162	2, 749	18, 285
	回線不通率	%	11. 2	99. 0	7. 3	48. 7
携帯電話	回線不通率	%	0. 5	3. 9	0. 2	0. 1
都市ガス	供給停止戸数	戸	0	1, 016	0	0
	供給停止率	%	0	64. 4	0	0
LP ガス	供給支障数	戸	21	300	19	27
	供給支障率	%	0. 1	1. 6	0. 1	0. 2

※ 算出条件 季節：冬、時間帯：18 時、風速：強風

また、本市に大きな被害が及ぶと予想される想定地震（４地震）が発生した場合の避難者数を次に示す。

○ 佐渡市における避難者数想定結果（４地震）

項 目		単位	F34(県北・山形沖)	F38(越佐海峡)	F41(上越・糸魚川沖)	長岡平野西縁断層帯
避難者数	直後	人	7, 964	29, 338	4, 525	5, 017
	1 週間後	人	8470	31, 206	622	3, 904
	1 ヲ月後	人	708	27, 323	622	2, 136

※ 算出条件 季節：冬、時間 18 時：強風

第7節 緊急地震速報と地震情報

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて市民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

新潟地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

緊急地震速報で用いる区域の名称

県名	区域の名称	郡市町村名
新潟県	新潟県上越	糸魚川市、妙高市、上越市
	新潟県中越	長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、魚沼市、南魚沼市、南蒲原郡〔田上町〕、三島郡〔出雲崎町〕、南魚沼郡〔湯沢町〕、中魚沼郡〔津南町〕、刈羽郡〔刈羽村〕
	新潟県下越	新潟市、新発田市、村上市、燕市、五泉市、阿賀野市、胎内市、北蒲原郡〔聖籠町〕、西蒲原郡〔弥彦村〕、東蒲原郡〔阿賀町〕、岩船郡〔関川村、粟島浦村〕
	新潟県佐渡	佐渡市

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わないことに留意する。

(2) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（Jアラート）経路による市の防災無線等を通して市民に伝達する。

(3) 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動を取る必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	・頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注 意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅や大規模商業施設等の集客施設	・館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注 意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。

街など屋外	・ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ・ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 ・丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	・後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ・ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

(4) 普及・啓発の促進

新潟地方気象台は、市や県、その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと）や、市民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

2 地震情報の種類及びその内容

新潟地方気象台は、地震に関する情報を市民が容易に理解できるよう、市や県、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て市民に迅速かつ正確な情報を伝達する。

情報種類	発表基準	内 容
震度速報	震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分、新潟県は上越・中越・下越・佐渡の 4 区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度 3 以上 （大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	・震度 3 以上 ・大津波警報、津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
推計震度分布図	震度 5 弱以上	観測した各地の震度データを基に、250m 四方毎に推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。

情報種類	発表基準	内 容
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。

3 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等を知らせるために、気象庁本庁及び管区・地方气象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料は次のとおりである。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・（担当地域沿岸で）大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・（担当地域で）震度 4 以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料（詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・（担当地域沿岸で）大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・（担当地域で）震度 5 弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後 1 ～ 2 時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
地震活動図	・ 定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の新潟県及びその周辺の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・ 定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの関東・中部地方の地震活動の状況を取りまとめた資料。

第2章 災害予防計画

第 1 節 防災教育計画

風水害対策編 第 2 章 第 1 節「防災教育計画」（p 24～）を準用する。

第 2 節 防災訓練計画

風水害対策編 第 2 章 第 2 節「防災訓練計画」（p 27～）を準用する。

第 3 節 自主防災組織育成計画

風水害対策編 第 2 章 第 3 節「自主防災組織育成計画」（p 31～）を準用する。

第 4 節 災害に強いまちづくり計画

風水害対策編 第 2 章 第 4 節「災害に強いまちづくり計画」（p 33～）を準用する。

第 5 節 集落孤立対策計画

風水害対策編 第 2 章 第 5 節「集落孤立対策計画」（p 37～）を準用する。

第6節 地盤災害予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震による地盤災害は、地震が直接の原因となって発生するものと、地震により地盤が脆弱となったために、その後の地震活動（余震）・降雨・融雪などの自然現象により発生又は拡大する二次的災害に大別される。このため、予防計画は「①地震が発生する前に行うもの」と「②地震発生直後から危険箇所の調査点検を行い、その後の自然現象により地盤災害が発生又は拡大することを防止するもの」からなる。

地震による被害の程度は、地盤の状況により大きく左右される。地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形地質を十分に理解し、自然条件に適合した土地の利用形態となっているかどうかを確認し、適合していない場合には事前に諸対策を実施する必要がある。

実施担当	建設課 農林水産振興課 防災課
防災関係機関	県

(2) 各主体の責務

ア 市民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払う。また、地震発生後に地面や斜面に亀裂を発見したら、速やかに行政機関等に情報提供するとともに、身の安全を確保しながら可能な範囲で雨や融雪水が亀裂に侵入しないように簡易な対策に努める。

イ 市は、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所を市民に周知するとともに、応急対策用資機材の備蓄や住宅地の安全立地に努める。

ウ 県は、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所を調査・把握し、市への情報提供を行うとともに、総合的な土砂災害予防対策を推進する。

(3) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、平時から避難行動要支援者の居住実態を把握しておく。また、避難時の移動の困難を考慮し、地域の自治会や自主防災組織に、土砂災害ハザードマップ等により避難情報等を周知し、警戒及び避難体制の整備を図る。

イ 県は、平時より避難所の管理者や地域の防災リーダーと併せて、要配慮者関連施設の管理者や地域の福祉担当者に土砂災害に関する啓発を行う。

(4) 積雪期の対応

市は、地域の自治会や自主防災組織と連携し、積雪による避難時の移動の困難を考慮した警戒避難体制を構築し、避難支援活動を行う。

また、積雪状況によっては、陸路による被害状況の把握ができない場合も予想されることから、気象条件等を勘案し、ヘリコプターの活用等により、被災状況の迅速な調査を実施する。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

市民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認したときは、遅滞なく市、県、消防機関及び警察機関へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難路・避難場所について位置を把握しておくなど、日頃から土砂災害関連情報を収集し、自主防災組織の一員として、災害対応ができる間柄の形成に努める。

(2) 地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるように、自主防災組織をつくり、避難訓練等の活動に努める。

(3) 企業・事業所等の役割

宅地開発を行う者は、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に適当でない区域は、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められる場合を除き、開発計画には含めないよう配慮する。

3 市の役割

(1) 危険箇所の把握

地震により地すべり、がけ崩れ、液状化等の地盤災害の発生が予想される危険箇所について、県及び関係機関が行う調査に協力し、危険箇所の把握に努める。

(2) 土砂災害警戒区域及び液状化危険箇所等の周知

地震発生時に市民ができる限り速やかに危険箇所から避難できるよう、土砂災害危険箇所等を土砂災害ハザードマップ等により、また宅地が液状化により被災しないよう液状化マップ等により、市民への周知に努める。

(3) 情報伝達体制の整備

市民が避難するため、また、土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、土砂災害に係る緊急時における情報伝達体制の整備に努める。

(4) 土砂災害予防対策の推進

ア 避難のための対策

(ア) 土砂災害に対しての避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するよう努める。

(イ) 土砂災害発生時において市民の円滑な警戒避難を確保するため、必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ等の作成・配布を行う。

(ウ) 土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する避難指示発令に当たっての判断材料としての活用にも努める。

イ 警戒体制の確立

土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所に対し、現状観測、防止施設の管理、パトロールの実施などの警戒体制を確立する一方、警戒・警報機材を整備し、情報を収集・伝達・集約する拠点を配置するとともに、情報ネットワークの整備に努める。

ウ 応急対策用資機材の備蓄

地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の整備に努める。

(5) 軟弱地盤等液状化対策の推進

ア 地盤の液状化現象の調査研究

国、県等における地盤の液状化現象に関する調査研究の成果を参考にし、液状化が予想される地域の分布状況等の資料やマップ等の整備に努める。

イ 地盤改良・液状化対策工法

地盤液状化の発生が予想される地域に対して、耐震基準の適用及び各種対策工法の普及に努める。

(6) 住宅等の安全立地及び移転

ア 安全立地のための指導

土砂災害特別警戒区域に指定された区域内において、住宅等に係る建築確認申請又はその他の建築行為に関する情報を入手した場合、建築主、設計者、施工者等にその区域の危険の程度、内容等を説明し、建築行為を再考するように指導する。

宅地開発を行う者は、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に適当でない区域は開発計画には含めないようにする。

イ 危険集落の移転

土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所における災害予防及び集落移転の必要性について普及啓発に努めるとともに、市においては、防災対策事業又はがけ地近接等危険住宅移転事業を活用し危険集落の移転を推進する。

(7) 二次災害の予防

ア 迅速な応急対策への備え

市は、速やかな災害応急対策ができるよう、関係機関と常に密接な情報交換を行い、相互の連絡系統を確立しておくとともに、(社)新潟県建設業協会佐渡支部等民間団体と事前協議を行い、情報交換や協力体制についてとり決めておく。

イ 土砂災害危険箇所等の調査点検

地盤災害が広範囲にわたって発生するような地震が観測された場合は、国、県及び地元住民等の協力を得て危険箇所及び対策施設の点検調査を、速やかに行う。異常が発見された場合は、県および関係機関に報告するとともに、直ちに避難を含めた対策を講じる。

ウ 避難指示等の発令

地すべりの徴候や斜面に亀裂が確認された場合等の危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や市民に周知を図り、必要な警戒避難体制を構築し、避難指示等を発令する。

エ 二次的な土砂災害への対策

土砂災害危険箇所等は、植生等で覆われていて崩壊や亀裂などが発見されない場合や、地盤内部で亀裂が発生したり脆弱化している場合があり、必ずしも地表面の点検調査だけでは十分とは言えない。地震発生後において土砂災害が頻発した事例もあることから、市は、県等の防災関係機関と連携して地震発生後における二次的な土砂災害の監視体制を強化する。

4 県、国の役割

(1) 山地に起因する土砂災害防止対策の実施

- (2) 砂防事業の実施
- (3) 地すべり対策事業の実施
- (4) 急傾斜地崩壊対策事業の実施
- (5) 土砂災害警戒区域等の調査及び市民への周知
- (6) 情報伝達体制の整備
- (7) 市の防災体制整備への支援
- (8) 市が行う住宅の移転促進支援
- (9) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進
- (10) 地すべり防止区域の巡視業務委託
- (11) 専門技術ボランティア等の活用
- (12) 土砂災害緊急調査実施体制の整備
- (13) 二次災害の予防

第7節 建築物等災害予防計画

1 計画の方針

地震によって、建築物等に甚大な被害が発生した場合、市民の生命をはじめ、生活基盤や社会基盤に与える影響は非常に大きい。

また、災害発生後の建築物の倒壊等による二次被害も予想されることから、特に、防災上重要な公共建築物、不特定多数の人が出入りする施設及び一般建築物の災害予防対策に努める。

また、地震発生後の建築物等による二次被害も予想されることから、これを防止する体制についても整備する。

実 施 担 当	建築住宅課 建設課 防災課
防災関係機関	県

(1) 基本方針

ア 防災上重要な建築物の災害予防

市は、災害時の避難所あるいは復旧・救援活動の拠点施設として防災上重要な建築物の災害予防を推進する。

(ア) 防災上重要なとして位置付ける公共建築物等

- a 災害対策本部が設置される施設（市本庁舎等）
- b 医療救護活動を行う施設（病院等）
- c 応急対策活動の拠点施設（警察署、消防署、市・県等の地域機関庁舎等）
- d 避難者収容施設（学校、体育館、文化施設、公民館等）
- e 社会福祉施設等（養護老人ホーム等）

(イ) 防災対策

上記(ア)に掲げた建築物は、震災時の応急対策及び避難場所として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としての機能を確保する必要があるため、市は次に示す震災対策を推進する。

a 建築物及び建造物の耐震診断・改修の推進

施設設置者は、法令で定める技術基準を順守し、災害に強い施設づくりを進める。

なお、建築基準法による新耐震基準施行(昭和56年)以前の建築物の施設管理者は、耐震診断の必要性の高い建築物から診断を実施し、必要と認めたから順次、改修等（非構造部材を含む耐震対策）の対策を講じる。

また、新耐震基準施行以後の建築物についても、ガラスや天井など、非構造部材の破損による内部被害を防止する措置などを講じる。

b 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示すような防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- (a) 飲料水の基本水量の確保
- (b) 非常用電源の基本能力の確保
- (c) 配管設備類の耐震性強化

- (d) 敷地内の排水施設等の整備
- (e) バリアフリー化（段差の解消等）
- (f) 防災設備の充実 他
- (ウ) 耐震性の高い施設整備

市は、上記(ア)に掲げる公共建築物等を建築する場合、国が定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画標準（平成 25 年）」を参考に、耐震性等に配慮した施設づくりを行う。
- (エ) 施設の維持管理

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検等施設の維持管理を行う。

 - a 法令に基づく点検等の台帳
 - b 建設時の図面及び防災関連図面
 - c 施設維持管理の手引き
- イ 不特定多数の人が出入りする施設における災害予防

商業ビル、港施設等の不特定多数の人が出入りする施設については、共同防火管理体制の確立を図るとともに地震被害の防止・軽減を図るため、施設管理者は、次のウに示す「一般建築物の災害予防」に加え、次の防災対策を実施する。

 - (ア) 震災時の混乱防止のための、各種通信手段の活用による迅速かつ正確な情報収集伝達体制の整備
 - (イ) 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備
 - (ウ) 避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビルにおける各テナントによる避難時における連携の徹底
 - (エ) 震災時の利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底
 - (オ) 当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行
 - (カ) 個々のテナントに対す災害発生時の通報連絡・避難誘導体制等の一層の徹底
- ウ 一般建築物の災害予防

市は、地震に対する建築物等の安全性を向上させるため、建築関係団体等との連携を図りながら次の対策を計画的に講じる。

 - (ア) 一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター等の建築設備について、定期的に当該施設の管理者に調査させ、その結果に基づき防災上必要な指導、助言を行うとともに、エレベーターへの閉じ込め防止がとられるよう啓発・指導する。
 - (イ) 特殊建築物（ホテル等）のうち、不特定多数の人が使用するものについては、消防本部の協力を得て査察を行い、必要に応じて、耐震診断、改修等の必要な指導・助言を行う。
 - (ウ) 新耐震設計基準施行（昭和 56 年）以前に建築された住宅・建築物については、査察や巡回指導等の機会を利用して、耐震診断の実施や改修についての啓発・指導を行う。
 - (エ) 地震時における建築物の窓ガラスや看板等の落下物による被害を防止するため、市街地及び避難経路に面する建築物の管理者等に対し、安全確保に関しての啓発・指導を行う。
 - (オ) 地震によるブロック塀（石塀を含む。）の倒壊等を防止するため、避難経路、避難場所、避難所並びに通学路を中心に、市街地内のブロック塀の所有者等に対し、安全確保についての啓発・指導を行う。

- (カ) 工事中の建築物において、地震時の倒壊や落下物等による被害を防止するとともに、工事関係者が安全に避難するため、工事管理者に対し適正な工事管理を指導する。
- (キ) 市は、平時より、災害による被害が予想される空家等の状況の確認に努める。
- (2) 要配慮者に対する配慮
 - ア 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては段差部のスロープ化、身障者用トイレの設置等、要配慮者に配慮した施設及び設備の整備に努める。
 - イ 不特定多数の人が出入りする多様な施設においては、避難行動要支援者を避難誘導するための体制の整備や、避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練の徹底を図る。
- (3) 積雪期の対応
 - ア 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては、冬期間の利用の利便を確保するよう努める。
 - イ 住宅等、一般建築物においては積雪期の震災による被害を防止するため克雪住宅の普及促進をはじめ、無雪化等を推進する。

2 市民・地域・企業等の役割

- (1) 市民の役割

自己の居住する住宅等の建築物の維持・保全に努めるとともに、市の指導・助言を参考に、住宅等の耐震化や非構造部材による被害防止等、安全性の向上を図る。
- (2) 地域の役割

自治会・自主防災組織等において、地域内で著しく老朽化した建築物や、落下のおそれのある建築物、倒壊の危険性があるブロック塀等を把握し、地域の市民に周知する。
- (3) 企業、学校、病院、社会福祉施設等の役割
 - ア 防災上重要な建築物の管理者は、計画の方針に従い必要な措置を講じるとともに、適正な維持・保全を図る。
 - イ 不特定多数の人が出入りする施設の管理者は、計画の方針に従い必要な措置を講じるとともに、適正な維持・保全・避難誘導體制等の整備を図る。
 - ウ その他各施設の管理者は、自己の管理する建築物の維持・保全に努めるとともに、市や県の指導・助言を参考に、安全性の向上を図る。
 - エ 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となるよう非常用電源の確保等に努める。

3 市の役割

- (1) 防災上重要な建築物及び不特定多数の人が出入りする施設の災害予防推進対策
 - ア 市が設置・管理する建築物については、計画の方針に定める防災対策を推進する。
 - イ 企業等が設置・管理する建築物については、計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導・助言等を行う。
- (2) 一般建築物の安全確保対策

所有者や管理者等に、建築物の計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導等を行う。

(3) 建築物の耐震化の推進

建築関係団体等の協力を得て建築物の耐震診断・改修方法等に関する技術的な検討を進め、体制づくりを行うとともに、耐震性確保の普及啓発と耐震診断・改修の推進を図る。

(4) 老朽化した建築物の長寿命化計画

市が設置・管理する老朽化した建築物について、「長寿命化計画」の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

4 消防本部の役割

防災上重要な建築物及び不特定多数の人が出入りする施設の災害予防推進対策や一般建築物の安全確保対策の実施に際し、専門的な視点から必要な指導・助言等を行う。

第8節 道路・橋梁・トンネル等の災害予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがあるときにおける道路機能の確保は、発生直後の救急活動や火災などの二次災害への対処、水・食料などの緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、市民の生活道路など、その意義は極めて重要である。

道路を管理する関係機関や団体は、耐震性の確保などの道路施設の整備や迅速に道路情報を収集する体制を整えるとともに、相互協力の下、道路機能の確保に当たる体制を整備する。

実施担当	建設課
防災関係機関	県

(2) 計画の重点

ア 緊急輸送ネットワークの確立

緊急輸送ネットワークの確立については、風水害対策編 第2章 第8節「道路・橋梁・トンネル等の災害予防計画」の「緊急輸送ネットワークの確立」を準用する。

イ 道路施設の耐震性の確保と関係機関の相互連絡体制の整備

- (ア) 道路管理者は最新の知見に基づく設計指針等の耐震基準により、橋梁をはじめとする道路施設の耐震性を計画的に確保する。
- (イ) 緊急輸送道路は、災害発生時の広域支援ルートの一となり、通行止めとなることで二次災害等の危険を及ぼす路線であるため、特に重点的に取り組む。橋梁やトンネル等の重要構造物を点検し、耐震性の低下を防止するための補強・修繕を実施するほか、重要箇所の盛土や斜面等の耐震性の確保に留意する。
- (ウ) 緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋についても、被災時の落橋等による重大事故や道路の閉鎖を防ぐため、重点的に補強・修繕に取り組む。
- (エ) 被災時の救急や輸送が円滑に行われるよう、平時から情報の共有に努め、相互連絡体制を整備する。

2 各道路管理者等の行う地震対策

道路管理者である市及び県は、その管理する道路について日常・臨時・定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化等を実施する。

また、各道路管理者は、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。なお、被災時の道路機能を維持するため、代替性（リダンダンシー）が高い道路整備に努める。

(1) 道路施設の整備・強化

ア 法面、盛土等の斜面对策

落石等危険箇所調査などにより、災害予防のための適切な対策を施す。

また、地震動により崩壊の懸念がある盛土では、その道路機能を確保するための重要度に応じて道路土工指針等により耐震対策を施す。

イ 重要構造物

(ア) 橋りょう

a 耐震補強

平成8年道路橋示方書より古い耐震設計基準に基づき設計した橋りょうは点検等を行い、必要な補強を施すとともに老朽化等による損傷を補修し、耐震性を確保する。

b 新設橋梁

国土交通省都市局長、道路局長通知「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」（平成29年7月21日）により設計する。

(イ) トンネル、スノー（ロック）シェッド、横断歩道橋

新設時等は、橋梁に準じた耐震性能を備えるとともに被災時の損傷や落橋等による深刻な交通障害を防止するため、安全点検を確実にを行い必要な補強や修繕を施す。

ウ 道路附帯施設

道路附帯施設の管理者は、次により施設の防災対策を講じる。

(ア) 信号機、道路案内標識等の整備

被災時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、必要な強度を確保するとともに、老朽施設の適切な修繕や更新を行う。

また、主要交差点に非常用電源装置の設置を推進する。

(イ) 道路占用施設や近接施設の安全性の確保

被災時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、道路占用施設及び道路に近接設置された民間施設等の管理者は、施設の安全点検を行い必要な修繕や更新を行う。

また、道路管理者は道路パトロール等を通してそれら民間施設等の管理者に対して安全対策を呼びかける。

なお、緊急輸送道路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに無電柱化を行う。

(ウ) トンネル等の防災信号システムの整備

主要トンネルの防災信号システムの整備を推進する。

(2) 防災体制の整備

ア 情報連絡体制の整備

各道路管理者は、災害や道路情報の収集・伝達・提供のための観測・監視機器（地震計、雨量計、ＩＴＶ）、通信設備、情報提供装置等の整備を推進する。

イ 迅速な応急復旧体制の整備

関係行政機関及び災害時の応援業務に関する協定を結んでいる（一社）新潟県建設業協会や（一社）新潟県地質調査業協会等は、被災時の迅速で的確な協力に備え、情報連絡体制や応急復旧のための人員や資機材（発動発電機、投光器、初動時調査のための自転車等）の備蓄体制を整備する。

また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

ウ 道路通行規制

各道路管理者は、被災時の構造物や法面の安全点検等のための道路通行規制に関する震度の基準等（路線又は区間毎）を関係機関と調整し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

エ 道路利用者への広報

被災時の道路利用者の適切な判断と行動につなげるため、平時から防災知識の啓発活動を推進する。

3 市内の道路現況（実延長）

（令和2年4月1日現在）

種 別	路線数	延長（m）	種 別	路線数	延長（m）
一般 国道	1	48,131.3	市 道	6,792	2,433,976.0
主要地方道	5	274,564.5			
一般 県道	17	106,154.0			
計	23	428,849.8			

第9節 港湾・漁港施設の災害予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

港湾・漁港施設は、他の公共土木施設とともに災害時において重要な役割を担うことから、地震又は津波の発生時における被害の軽減及び応急復旧等の迅速な対応を図るため、地震又は津波の発生に備えた防災体制を確立する。

実施担当	建設課 農林水産振興課 港湾・漁港施設管理者
防災関係機関	県

(2) 主な取組み

ア 地震又は津波の発生に備え防災体制を確立する。

イ 海岸保全施設等の液状化対策を含めた耐震化、水門・陸閘・遠隔開閉装置等の整備を促進する。

ウ 港湾管理者及び漁港管理者は、老朽化した港湾施設及び漁港施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

エ 災害防止、被災時の応急復旧等の迅速な対応を図るため、関係行政機関や関係団体と協定を結び対応の整備を図る。

オ 比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対して、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、港湾施設等の整備を進める。

また、地震又は津波発生時に緊急輸送ネットワークの結節点として、また、背後地の物資の輸送や地域住民の避難場所として運用できるよう、耐震強化岸壁、防災拠点緑地・避難緑地の整備に努める。

・ 市内の港湾

港 湾 名	港 湾 の 種 別
両 津 港	重 要 港 湾
小 木 港	重 要 港 湾
赤 泊 港	地 方 港 湾
二 見 港	地 方 港 湾 (避難港)

2 企業・事業所の役割

(1) 港湾・漁港内に所在する企業・事業所等は、地震又は津波の発生に備え防災訓練を行い、緊急時の避難や防災活動の円滑な対応が図られるよう、関係機関及び企業・事業所等の相互の協力体制及び情報・連絡系統を確立する。

(2) 港湾・漁港内にある石油、LNG等の危険物を保管・輸送をする事業者は、国が示す施設

等設計指針（耐震基準）に基づき各管理施設（岸壁建築物、土木構造物、防災関係施設等）の耐震性を確保する。

3 市の役割

漁港施設の耐震耐浪強化 支援物資等の緊急輸送ネットワークの拠点として「災害に強い水産地域づくりガイドライン（水産庁）」等により漁港の耐震耐浪強化を図るとともに、「ガイドライン」等を参考に防災体制を確立する。

4 県の役割

(1) 防災体制の確立

ア 交通政策局及び農林水産部は、地震津波災害に対処するための防災体制を確立する。

イ 災害防止、被災時の応急復旧等に対して迅速で的確な対応を図るため、平時より国土交通省北陸地方整備局関係機関や(社)新潟県建設業協会、(社)建設コンサルタント協会北陸支部などと協定を結び、人員及び資材の確保や情報の連絡体制を整備する。

(2) 港湾施設等の整備

防波堤等の港湾施設については、地震発生後の防ぎょ機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

(3) 耐震強化岸壁の整備

平時はもとより、地震又は津波の発生時には重要な防災拠点として一定の物流機能の維持を図るため、港湾・漁港施設が緊急輸送ネットワークの結節点として耐震性を考慮した、耐震強化岸壁を港湾計画や漁港施設整備計画に位置付け、施設整備に努める。

なお、佐渡市港湾の耐震岸壁整備計画については、次のとおりである。

両津港湊地区 南ふ頭 2 号岸壁	水深：-7.5m 延長：193m
------------------	------------------

(4) 避難緑地等の整備

港湾・漁港施設は緊急輸送ネットワークの結節点として重要な役割を担うことから、オープンスペース又は耐震強化岸壁に接続する背後地域との輸送ルートを勘案し、緊急物資の保管施設、背後地域への緊急物資の輸送基地及び地域住民の避難場所として緊急時の多目的利用が可能な防災拠点緑地・避難緑地の整備に努める。

また、漁港施設は緊急物資の輸送の拠点としての役割を有する他、地域住民の避難場所としての役割も有することから、避難緑地、避難広場の整備に努める

(平成 26 年 2 月現在)

港 名	地 区 名	緑地種別	避難緑地等面積	適 用	港湾計画上の緑地面積
両 津 港	湊 地 区	避難緑地	10,129 m ²	整備済	2.7ha
小 木 港	北 地 区	避難緑地	10,000 m ²	計 画	1.4ha

(5) 適切な維持管理

港湾施設及び漁港施設について、長寿命化計画を作成し、必要な補修等の実施により、その適切な維持管理に努める。

4 防災関係機関（各協会）の役割

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、各協会は、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

第 10 節 空港の災害予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 空港やターミナル施設は、人及び物の円滑な交流を支える施設であり、地震又は津波が発生し、もしくは津波が発生するおそれがある時には人員並びに緊急物資等の輸送など、輸送施設として重要な役割を担うことから、地震又は津波に対する安全性を考慮した整備により空港機能を確保する。

イ 各施設の管理者は、施設の点検調査を随時実施し、地震又は津波に対する安全性を確保するため、必要な改修等の予防措置を行う。

ウ 地震又は津波が発生し、もしくは津波が発生するおそれがある時を想定した情報の収集・提供の体制、関係機関等との連絡体制を整備する。

また、応急復旧に伴う緊急体制や情報連絡体制を整備する。

実施担当	建設課 交通政策課 空港施設管理者
防災関係機関	県

(2) 市内の空港

空港名	種別	空港管理者	滑走路長
佐渡空港	地方管理空港	新潟県	890m × 25m

2 企業等の役割

空港ターミナル施設等の管理者は、地震又は津波が発生し、もしくは津波が発生するおそれがある時を想定した連絡体制及び応急体制の整備を推進する。また、空港利用者の誘導體制及び負傷者の救急救命体制を整備する。

3 市の役割

市は、緊急輸送ネットワークを形成する施設として、次の要件を満たす、小中学校のグラウンド、陸上競技場、野球場、駐車場等を臨時ヘリポートとして指定する。

- (1) 離着陸に必要な面積（概ね 500 m²以上）があること。
- (2) 周囲に障害物がなく、安全な離着陸が可能な場所であること。
- (3) 陸上交通上の利便性を有する場所であること。
- (4) 避難場所との重複指定は極力避けること。
- (5) 指定に当たっては、事前に当該施設の管理者との協議を整えておくこと。

なお、指定した施設には、災害時のヘリポート機能として通信機器等の資機材を必要に応じ整備しておくよう努める。

4 県の役割

(1) 緊急輸送ネットワーク対策

災害時における空港を含めた緊急輸送ネットワークの形成を進めるとともに、関係機関等との情報連絡系統を確立する。

(2) 長寿命化計画

県が設置・管理する老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第 11 節 治山・砂防施設の災害予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

治山・砂防施設等の地震に伴う被害を最小限にとどめるため、各設計指針等の耐震基準に基づいた施設を設置するとともに、既存施設の耐震性の強化及び被害軽減のため維持修繕を推進する。

また、地震に伴う被害を最小限にとどめるため、各施設に耐震性を備えるよう設計基準を適用するとともに、各施設の耐震性の強化及び被害軽減のための地震防災対策を総合的に推進する。その場合対策は、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにするとともに、環境や景観へも配慮する。

実 施 担 当	建設課 農林水産振興課
防災関係機関	県

(2) 要配慮者に対する配慮

市は、要配慮者に配慮した施設の整備を行うとともに、適切な情報伝達を行うことができる体制及び施設を整備する。

(3) 積雪期の対応

積雪期における施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等は、雪が障害となり多くの困難が伴うことから、施設の危険箇所をあらかじめ調査し、関係機関と積雪期における対応について、事前に協議しておく。

また、積雪状況によっては、陸路による施設の点検及び被害状況の把握ができない場合も予想されることから、気象条件等によっては消防防災ヘリコプターを活用するなど、被災状況の迅速な調査体制について、県と事前に協議しておく。

2 各主体の責務

- (1) 市及び県・国は、治山施設、砂防施設等を、計画的な整備を推進し、市民の安全確保を図る。
- (2) 市は、土砂災害や液状化危険度、津波ハザードマップの作成、配布等により、それぞれの危険箇所を市民へ周知する。

3 それぞれの役割

(1) 市民・地域の役割

ア 市民の役割

市民は、平時から堤防や護岸等の河川管理施設や海岸保全施設に漏水や亀裂等の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市、県及び関係機関へ連絡する。

また、地震発生又は津波発生後の洪水等二次災害時に的確に避難できるよう、津波ハザードマップ等により避難経路や指定避難所等について平時より確認しておく。

イ 地域の役割

市民は、地域における自助、共助の自主的な防災活動が、災害予防や実際の災害対応に不可欠であることを理解し、地域内住民の良好な関係が形成、持続されるよう努める。

また、地域ぐるみの災害対応及び避難が適切に行えるよう、自治会及び自主防災組織による地震を想定した避難訓練等の実施に努める。

(2) 市の役割

ア 治山・砂防施設の防災対策

県に協力し、以下の対策に努める。

(ア) 耐震設計の適用

国が示す各設計指針(耐震基準)を適用する治山・砂防施設(土木構造物、防災関係施設等)について、十分な耐震構造で設計、施工する。

(イ) 耐震性の強化

定期的に治山・砂防施設の点検を実施し、地震に対する安全性を確保するため、各設計指針(耐震基準)により、緊急性の高い箇所から計画的な耐震性の強化に努める。

(ウ) 施設の維持・修繕

定期的に治山・砂防施設の点検を実施し、耐震機能が低下している施設について、維持・修繕を実施し、機能の維持・回復に努める。

(エ) 老朽化した治山・砂防施設の長寿命化計画

老朽化した治山・砂防施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

イ 減災のための対策

(ア) 要配慮者等利用施設への情報伝達体制の整備

市は、主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する人が利用する施設については、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、予報及び警報等の伝達方法について整備する。

(イ) 警戒避難体制の整備

a 津波ハザードマップ等により避難路・指定避難所等を市民に周知するとともに、市民の避難のための連絡体制の確保など必要な警戒避難体制を構築する。

b 緊急時の情報伝達体制を整備する。

(ウ) 市民の防災意識向上に向けた啓発

防災情報の収集方法や津波ハザードマップ等の活用方法等について広報し、市民の防災意識の向上を図る。

第 12 節 河川・海岸施設の災害予防計画

風水害対策編 第 2 章 第 12 節「河川・海岸施設の災害予防計画」（p 61～）を準用する。

第13節 農地・農業用施設等の災害予防計画

1 計画の方針

市は、地震による農地及び農業用施設等の被害を未然に防止し、また、その被害を最小限にとどめるため、施設ごとに耐震性を備えるよう適切な設計基準を適用するとともに、耐震性の強化及び被害軽減のための予防措置を講じる。

実施担当	農林水産振興課 土地改良区
防災関係機関	県

(1) 基本方針

ア 各施設の共通的な災害予防対策

(ア) 体制の整備

震災時に一貫した管理がとれるよう措置するとともに、各管理主体で施設の維持管理計画等を定め、操作マニュアルの作成、連絡体制の確立等の管理体制の整備と徹底を図る。また、各管理主体は、老朽化した施設について長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(イ) 耐震性の強化

建築物、土木構造物、防災関係施設などの耐震性を確保するため、国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、公共施設の整備を進める。

(ウ) 施設点検

震災時に応急措置を施すことができるよう、平時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努めるとともに、緊急点検を迅速かつ的確に行うための点検ルート、点検手順、点検マニュアル等の作成を行う。

(エ) 情報管理手法確立の検討

基幹農道、農業用ダム、頭首工、樋門、樋管、地すべり防止施設等の農業用施設等の防災情報を、一元的に、また、迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

イ 農道施設の災害予防対策

基幹的な農道及び重要度の高い農道については、「道路橋示方書（国土交通省が定める、橋や高架の道路等に関する技術基準）」等の技術基準により耐震設計を行い、橋梁については落橋防止措置を設ける。

ウ 農業用ダム施設の災害予防対策

農業用ダムのうち、国営・県営事業で築造したものについては、耐震性を考慮して設計・施工されているが、築造年代の古いものについては計画的に順次現地調査を行い、各施設の危険度判定結果に基づき計画的に施設の改善に努める。

地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのある農業用ダムについては、ハザードマップの作成等により適切な情報提供を図る。

エ 用排水施設等の災害予防対策

主要な樋門、樋管等のうち、耐震性が不十分な施設については、改修時において河川砂

防技術基準（案）等に基づき改修を行い、耐震性の向上を図る。

オ たため池施設の災害予防対策

たため池の老朽化の甚だしいもの及び耐震構造に不安のあるものについては、現地調査を行い、各施設の危険度判定結果に基づき計画的に施設の改善に努める。

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池については、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、集中的かつ計画的に防災工事を推進する。また、ハザードマップの作成等により適切な情報提供を図る。

(2) 応急措置の実施

災害により農業用施設等が被災した場合に、市民の生命・身体、住居等に被害を及ぼす可能性のある箇所については、直ちに応急措置を施す。

2 市の役割

(1) 土地改良区及び農業協同組合との連絡体制の整備

土地改良区及び農業協同組合等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、市から土地改良区及び農業協同組合への情報伝達等が確実に行われるよう緊急連絡体制を整備する。

(2) 地震情報の収集・連絡

震度、震源、マグニチュード、地震活動等の地震情報や津波情報、気象情報、被害情報等の収集・連絡を迅速に行う。

(3) 施設の点検

震度4以上の地震が発生した場合は、緊急点検基準により土地改良区等と連携して直ちにパトロールを実施し、危険箇所(防災重点農業用ため池、地すべり危険箇所等)等の緊急点検を行う。その際に、危険と認められる箇所については関係機関等への連絡及び市民に対する避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

(4) 被害状況の把握

土地改良区及び農業協同組合と連携して、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告をとりまとめて関係機関に連絡する。

(5) 応急対策等の実施

関係機関の協力を得ながら被災者の生活確保を最優先に、農地・農業用施設の機能確保のため被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況から緊急的に復旧が必要と認められる場合には、関係者との調整を早急に実施し復旧工事に着手する。

3 県の役割

(1) 市等との連絡体制の整備

市等から被害発生の情報が入ったときは、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、県から市等への情報伝達等が確実に行われるよう緊急連絡体制を整備する。

(2) 地震情報の収集・連絡

震度、震源、マグニチュード、地震活動等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う

(3) 施設の点検

震度4以上の地震が発生した場合は、緊急点検基準により直ちにパトロールを実施し、県営事業実施中の施設、県管理施設、地すべり防止施設等の緊急点検を行う。また、市等が行う防災重点農業用ため池等の緊急点検に必要な応じて協力する。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡し、市民の避難が必要な場合には、関係機関と連携の下に適切な避難誘導を実施する。

(4) 被害状況の把握

市、土地改良区等及び農業協同組合の協力を得ながら、農地・農業用施設等の被害状況を把握し、その被害報告をとりまとめて関係機関に連絡する。

(5) 応急対策等の実施

関係機関の協力を得ながら被災者の生活確保を最優先に、県管理施設等の機能確保のため被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急体制を整備する。また、被害の状況から緊急的に復旧が必要と認められる場合には、関係者との調整を早急に実施し復旧工事に着手する。

4 土地改良区・施設管理者等の役割

(1) 市等との連絡体制の整備

関係農家等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに市等へ報告されるよう、また、市等から土地改良区・施設管理者等への情報伝達等が確実に行われるよう緊急連絡体制を整備する。

(2) 地震情報の収集・連絡

震度、震源、マグニチュード、地震活動等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

(3) 施設の点検

震度4以上の地震が発生した場合などには、緊急点検基準により市等と協力して直ちにパトロールを実施し、管理施設の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡し、市民の避難が必要な場合には、関係機関と連携の下に適切な避難誘導を実施する。

(4) 被害状況の把握

市等の協力を得ながら、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告をとりまとめて関係機関に連絡する。

(5) 応急対策等の実施

市等の協力を得ながら被災者の生活確保を最優先に、農地・農業用施設の機能確保のため被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況から緊急的に復旧が必要と認められる場合には、関係者との調整を早急に実施し復旧工事に着手する。

第 14 節 防災通信施設の災害予防計画

風水害対策編 第 2 章 第 14 節「防災通信施設の災害予防計画」（p 69～）を準用する。

第 15 節 電気通信事業者の災害予防計画

風水害対策編 第 2 章 第 15 節「電気通信事業者の災害予防計画」（p 72～）を準用する。

第 16 節 電力供給事業者の災害予防計画

風水害対策編 第 2 章 第 16 節「電力供給事業者の災害予防計画」（p 75～）を準用する。

第 17 節 ガス事業者等の施設災害予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 都市ガス事業者（市）、L P ガス充てん事業者及びL P ガス販売事業者（以下「ガス事業者」という。）は、災害時における被害の防止・軽減を図るため、次の対策を行う。

（ア） 都市ガス供給設備及びL P ガス充てん所（以下「ガス供給設備」という。）の液状化対策を含めた耐震性の向上を図る。

（イ） ガス消費者に対して、地震発生時にとるべき安全措置を広報等により周知する。

（ウ） 二次災害防止措置及び早急な復旧体制を整備する。

イ L P ガス充てん事業者及びL P ガス販売事業者（以下「L P ガス事業者」という。）は、指定避難所、公共施設等への災害時における緊急供給体制を整備する。

ウ 市民は、地震発生時にとるべき安全措置方法を理解するとともに、自宅等のガス設備の風水害対策に努める。

エ 市は、次の対策を行う。

（ア） 病院、公共施設等でガスが使用できなくなった場合のL P ガス等による代替措置を確保する。

（イ） 地震発生時の安全措置等についての普及・啓発を図る。

オ 県は、地震発生時にとるべき安全措置等についての普及・啓発を図る。

実 施 担 当	防災課 ガス取扱事業者
防災関係機関	各防災関係機関

(2) 積雪期の対応

市民は、ガスメーター・配管及びL P ガス容器周辺の除雪に努める。

また、ガス事業者は、ガスメーター及びL P ガス容器の設置場所、配管の施工方法について配慮する。

2 ガス事業者の役割

(1) 地震による被害を最小限にとどめると共に、ガスによる二次災害を防止するために万全の措置を講じる。

ア ガス供給設備及び消費先ガス設備の被害を最小限にとどめる措置

（ア） ガス供給設備の耐震性の向上を計画的に進める。

（イ） ガス消費者に対して供給先ガス設備の耐震性強化について周知・助言を行う。

イ 二次災害防止のための措置

（ア） ガス消費者に対して地震発生時にとるべき安全措置をあらかじめ周知する。

（イ） 緊急措置及び点検を速やかに実施できる体制を整備する。

（ウ） L P ガス事業者は、地震による土砂崩れ等により流出、埋没した容器の回収に必要な体制を整備する。

- (エ) 地震発生時に速やかに緊急措置を行うための遮断装置等を整備する。
- (2) 複数の通信手段の確保に努める等、被害状況を市及び県へ連絡する体制を整備する。
- (3) 速やかにガス供給設備及び消費先ガス設備を復旧するため、平時から災害対策用資機材を備え、停電対策の整備に努めるとともに、応援協力体制を整備する。
- (4) 積雪期における地震発生時の事故発生防止と緊急点検・安全確認点検のため、ガスメーター及びLPガス容器の設置場所に配慮するとともに、消費者（市民、企業等）に対してLPガス容器やガスメーター周辺の除雪について協力を求める。
- (5) LPガス事業者は、都市ガス供給停止区域にある指定避難所、公共施設等へのLPガス緊急供給のための応援協力体制を整備する。

3 市民・企業等の役割

- (1) LPガスを使用する一般家庭等は、日頃からガスボンベの転倒防止の措置を講じる。
- (2) 個人で所有するガスの設備については、ガス事業者の助言を得て地震対策を行う。
- (3) 地震発生時にとるべき安全措置の重要性やマイコンメーター・感震装置等、災害時に作動する安全機器について、ガス事業者から提供される情報等により、あらかじめ理解しておく。
- (4) ガス供給停止に備え、カセットコンロ等の簡易調理器具を家庭で準備（備蓄）しておく。
- (5) 積雪時における風水害発生時の事故防止と緊急点検・安全確認点検のため、LPガス容器やガスメーター周辺の除雪を行う。

4 市の役割

- (1) 病院及び公共施設等で都市ガスが使用できなくなった場合のLPガス等による代替措置を検討し、調達できる体制を整備する。
- (2) 一般家庭・事業所に対して、地震発生時にとるべき安全措置の重要性やマイコンメーター・感震装置等、災害時に作動する安全装置等について普及・啓発を図る。
また、要配慮者等と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者に対して、地震時の安全措置について、普及・啓発を図る。
- (3) 防災訓練等の機会を設け、市民とともに避難所等のガス器具等の使用方法についての訓練を行う。

5 県の役割

LPガス事業者に対して、次の事項について指導する。

- (1) LPガス充てん所の法定耐震基準の維持・向上
- (2) 被害の生じたLPガス充てん所及び消費先ガス設備の早急な復旧に必要な体制の整備
- (3) 都市ガス供給停止区域の指定避難所、公共施設等への緊急供給のための体制の整備
- (4) 一般家庭・事業所における地震発生時にとるべき安全措置等の重要性及びマイコンメーター・感震装置等の災害時に作動する安全機器についての普及・啓発
- (5) LPガス容器の流出防止対策の推進

6 防災関係機関の役割

- (1) 新潟県ガス協会

- ア 研修会・講習会を開催することにより、ガス事業者に対して地震対策や地震発生時の安全措置等の習得・充実を図る。
 - イ 連絡網の作成、復旧作業の応援隊の登録等により、復旧体制及び緊急応援体制を整備する。
 - ウ 地震発生時にとるべき安全措置や二次災害防止措置等について、広報等によりガス消費者に対して普及・啓発を図る。
- (2) (一社)新潟県L Pガス協会
- ア 研修会・講習会を開催することにより、L Pガス事業者に対して地震対策や地震発生時の安全措置等の習得・充実を図る。
 - イ 連絡網の作成、復旧作業の応援隊の登録等により、復旧体制及び緊急応援体制を整備する。
 - ウ ガス器具等を備蓄するとともに、都市ガス供給区域において供給が停止した場合に備え、指定避難所、公共施設等への緊急供給体制を整備する。
 - エ 地震発生時にとるべき安全措置や二次災害防止措置等について、広報等によりガス消費者に対して普及・啓発を図る。

第 18 節 上水道施設の災害予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

給水機能の停止は、被災者の日常生活や社会経済活動に深刻な影響を与え、避難や救助活動を実施する上での大きな支障となることから、大規模な地震の発生に伴う水道の断減水等の影響を最小限に抑えるため、また、緊急時における飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）を確保するための必要な措置を講じる。

実 施 担 当	上下水道課
防災関係機関	各防災関係機関

(2) 積雪期の対応

市は、積雪期における復旧作業が困難であることに留意し、施設が復旧するまでの間における避難者等に対する応急給水対策を確立する。

2 給水目標

被災者の生活への影響を考慮した応急復旧（仮復旧を含む。）までの期間を設定し、この間における経過日数ごとの1人当たりの応急給水目標水量を設定する。

また、風水害による被害規模（断水発生率等）を想定し、被災直後から経過日数ごとの被災者に対する応急給水必要水量を見積もり、目標水量の確保に努める。

	具 体 例
①応急復旧期間	被災後、概ね1ヶ月を目途に応急復旧
②応急復旧の目標	被災直後から応急復旧までの1人当たりの供給量 ・被災直後は生命維持に必要な水量（3ℓ／日） ・1週間後は炊事、洗面等最低生活水量（30ℓ／日） ・2週間後は生活水量の確保（40ℓ／日） ・1ヶ月後は各戸1給水栓の設置

3 市民・企業等の役割

概ね3日間に必要な飲料水（1人当たり1日3ℓ、3日間で9ℓ程度）は、自らで備蓄することに努める。

4 市の役割

耐震化計画を策定し、施設及び体制面の耐震化対策を推進するとともに長寿命化計画の作成・実施等によりその適切な維持管理に努める。また、緊急時における飲料水等の確保対策に努める。

(1) 施設の耐震化

ア 主要施設の防災性の強化

(ア) 水道施設

水道施設の設計は耐震設計とする。

(イ) 貯水・取水及び導水施設

貯水及び取水施設の耐震性を強化し、管路は耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁等耐震性を考慮した構造・材質とする。

水源については、上流域等周辺の状況を把握し、災害時の原水、水質の安全が保持できるかを確認するとともに、複数水源間の連絡管の布設、地下水等により予備水源を確保する。

(ウ) 浄水、送水及び配水施設

a ポンプ回りの配管、構造物との取付け管、薬品注入関係の配管設備等について、耐震化を図るとともに、塩素中和剤等を整備し、二次災害を防止する。緊急時における飲料水等の確保対策として浄水池、配水池等に緊急遮断弁を設置する。

b 送・配水幹線については、耐震性継手、伸縮可撓管、緊急遮断弁等耐震性の高い構造、工法を採用するほか、異なる送・配水系統間の相互連絡の整備を行う。配水管路は管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等の整備を行う。

イ 付属施設等

施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝達設備や遠隔監視制御設備、自家発電設備等の付属施設等についても耐震性の強化を図る。

自家発電設備は、停電の長期化に備えて1日以上（孤立が予想される集落は3日以上）の連続稼働が可能となるよう燃料の備蓄に努める。

ウ 耐震化の優先順位

浄水場、配水池等の構造物、主要な管路等の基幹施設及び指定避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルートについては優先的に耐震性の強化を図る。

(2) 中山間地での対策

ア 地盤条件や周辺の地形条件によっては、大規模な地震の発生による地盤沈下や周辺地盤の崩壊等の地盤破壊に伴い、水道施設が倒壊・流出するおそれがあることから、水道施設の設置（又は建設）に当たっては、その位置や耐震構造の選定に配慮する。

イ 集中型の水道システムが長期間に亘り復旧不能な事態に陥ることに備え、予備水源の確保に努める

(3) 体制面の耐震化対策

ア 水道施設の耐震性調査及び定期点検

現状の水道施設及び地盤等の耐震性を総合的に調査し、必要に応じ補強するとともに定期的な点検により機能維持を図る。

イ 地震による水道施設の被害想定

地震の規模、地盤の状況等から水道施設の被害規模等を想定し、応急対策計画の策定に役立てる。

ウ 応急対策計画の策定

(ア) 動員計画

応急給水及び応急復旧活動に必要な人員の確保対策について定める。

(イ) 応急給水計画

- a 被災直後から経過日数ごとに給水必要水量を設定する。
- b 地区ごとに給水方法（浄水場や配水池等の拠点における拠点給水、給水車や給水タンク等による運搬給水）を選定しておく。
- c 応急給水マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。

(ウ) 応急復旧計画

- a 応急復旧期間を設定する。
- b 浄水場、配水池、基幹管路等の主要施設及び指定避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルート等、復旧作業の優先順位を明確にする。
- c 拠点給水場所、指定避難所、想定避難者数等の情報を盛り込んだ応急対策用の水道施設図面等を整備する。
- d 応急復旧マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。

(エ) 防災用施設・災害対策用資機材の整備・確保

- a 給水拠点となる浄水場、配水池等の施設を整備する。
- b 給水車、給水タンク、簡易水栓、消毒剤、浄水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の資機材を整備する。

エ 災害時における協力・応援体制の確立

自力による応急活動が困難な場合も想定されるため、他市町村、県、水道工事業者等の関係機関との協力、応援体制を確立しておく。

オ 連絡体制の確立

関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。また、災害発生時においても通信手段を確保するための対策を講じる。

カ 防災広報活動

災害時の活動を円滑にするため、市民、自治会等に対し、平時から防災体制、飲料水等の確保などについて広報し、市民の防災意識の啓発に努める。

(4) 施設の長寿命化

水道事業者は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(5) 連絡体制の確立

関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。また、震災時においても通信不能とならないよう通信手段の多様化を図る。

(6) 防災広報活動

災害時の活動を円滑にするため、市民、自治会等に対し、平時から防災体制、飲料水等の確保などについて広報し、市民の防災意識の啓発に努める。

5 防災関係機関の役割

(1) (公社) 日本水道協会新潟県支部

災害時における県及び水道事業者からの応援要請に対する積極的な協力・応援体制の整備、強化に努める。

(2) 新潟県水道協会

簡易水道事業者間の応援活動等に対する支援体制の整備に努める。

第 19 節 下水道施設の災害予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

下水道施設は、ライフライン施設として市民の生活基盤の一翼を担うものであるが、被災時には多くの場合に補修・復旧が困難であり、市民へ与える影響が大きい。

したがって、下水道施設管理者は地震発生時の被災を最小限にとどめるため、平時から下水道等施設の強化など予防対策を推進するとともに、資機材の整備や関係機関との協力体制等の構築に努める。

実 施 担 当	上下水道課
防災関係機関	県 各防災関係機関

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、指定避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない又は使用できない場合は、仮設トイレ等の提供について配慮するように努める。

イ 市は、被災箇所にバリケード等を設置し、要配慮者が進入して被害を受けないよう配慮に努める。

(3) 積雪期の対応

市は、積雪地域における下水道等施設の設置状況を把握し、積雪期における道路除雪対応の把握など必要な対応がとれるように準備しておく。

2 復旧目標

下水道等施設復旧は、おおむね次の計画を目安にする。

風水害後～3日目程度	- 市民への情報提供、使用制限の広報 - 処理場、ポンプ場、管渠等の緊急点検、緊急調査、緊急措置
〃 3日目程度～ 1週間程度	- 応急調査着手、応急計画策定 - 施設応急対策実施
〃 1週間程度～ 1か月程度	- 本復旧調査着手 - 応急復旧着手・完了
〃 1か月～	- 本復旧調査完了、本復旧計画策定 - 災害査定実施、本復旧着手

3 市民、企業の役割

(1) 市民及び地域の役割

ア 各家庭において、地震発生から3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレ・簡易トイレの備蓄に努める。

イ 災害時には、下水道等施設への流入水量の抑制に努める等、施設の早期復旧に協力する。

ウ 市民は、地域の指定避難所における携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ施設等の管理・配布を共同で行うなど、日頃から共同で災害対応ができる良好な関係の形成に努める。

エ 下水道等施設の復旧に協力するように努める。

(2) 企業、学校等の役割

ア 企業、学校等において、風水害発生から3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレや簡易トイレの備蓄に努める。

イ 災害時には、下水道等施設への流入水量の抑制に努める等に努める等、施設の早期復旧に協力する。

ウ 下水道等施設の復旧に協力するように努める。

4 市の役割

(1) 緊急体制の整備

ア 市の組織内における緊急体制の整備

イ 関係事業者団体等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

ウ 県との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

エ 他市町村との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

オ 応急対策マニュアルの作成

(2) 災害時における下水道等の使用に関する市民への普及啓発

ア 一般家庭・企業等における携帯トイレ等の備蓄の重要性及び災害時の下水道等の使用について、普及啓発に努める。

イ マンホールトイレの整備について検討するとともに、災害時の活用についての普及啓発に努める。

(3) 下水道等施設の管理

ア 下水道等施設を早期に点検し、被災箇所の特定制及び必要な応急処置を実施する。

イ 県と協力し、早期に機能回復できるように努める。

ウ 下水道等施設の被災に関する情報の関係機関、市民等への周知に努める

エ 仮設用資材等、災害時に必要な資材の備蓄又は調達ができるよう努める。

5 県の役割

市に対して次の支援体制の整備に努める。

(1) 大災害を想定した市への支援体制

(2) 市の応急対策マニュアル等の作成支援を行う体制

(3) 災害査定における、技術的・知識的アドバイス等支援を行う体制

6 関係機関の役割

(1) 地方共同法人日本下水道事業団

ア 市・県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。

イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市・県と情報交換し、連絡体制の整備に努める。

ウ 調査・復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制の整備に努める。

(2) (一社) 地域環境資源センター

- ア 市・県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市・県と情報交換し、連絡体制の整備に努める。
- ウ 調査・復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制の整備に努める。

(3) (公社) 日本下水道管路管理業協会

- ア 市・県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市・県と情報交換し、連絡体制の整備に努める。
- ウ 被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な巡視、点検、調査、清掃及び修繕等、災害時の対応に協力するよう努める。

(4) (一社) 新潟県下水道維持改築協会

- ア 市・県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市・県と情報交換し、連絡体制の整備に努める。
- ウ 被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な巡視、点検、調査、清掃及び修繕等、災害時の対応に協力するよう努める。

(5) (公社) 全国上下水道コンサルタント協会中部支部

- ア 市・県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市・県と情報交換し、連絡体制の整備に努める。
- ウ 応急復旧方法の検討及び災害査定資料の作成等、災害時の対応に協力するよう努める。

第 20 節 危険物等施設の災害予防計画

風水害対策編 第 2 章 第 20 節「危険物等施設の災害予防計画」（p 86～）を準用する。

第 21 節 火災予防計画

風水害対策編 第 2 章 第 21 節「火災予防計画」（p 89～）を準用する。

第 22 節 廃棄物処理体制の整備

1 計画の方針

大規模な災害発生後、大量に発生する廃棄物(燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、し尿など)や流失・損壊家屋、流木、道路や敷地内の土砂堆積物などを適切かつ迅速に処理することは、市民生活の早期安定や再建、公衆衛生の確保等に欠かせない。

このため、市は、地震時を想定したごみ及びし尿の災害廃棄物処理計画を策定するとともに、平常時から市民に対し、協力を求める事項について周知する。また、併せて一般廃棄物処理施設の耐震化及び応急復旧体制の整備に努める。

県は、市からの要請に備え、市町村間等の広域処理体制や関係団体、近隣他県、国との協力体制を整備する。

実 施 担 当	生活環境課
防災関係機関	県

2 市民・企業等の役割

- (1) 各家庭において、住宅の耐震化、タンスの固定化など、地震による家屋の損壊及び家具・家財等の破損の防止に努める。
- (2) 市が周知する震災時の廃棄物の排出方法等を理解し、震災時の廃棄物処理に協力できるよう努める。

3 市の役割

- (1) 災害廃棄物処理計画の策定
 - ア 震災時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、市民への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定し、市民に周知する。
 - イ 市民に協力を求める事項（ごみの排出方法等）について周知を図るとともに、防災訓練等の機会を通して啓発を行う。
- (2) 一般廃棄物処理施設の耐震化等
 - ア 施設の更新時等に耐震化を図るとともに、災害時での廃棄物の大量処理を想定し、一定程度能力に余裕をもった施設の整備に努める。併せて、災害時での稼働、電力供給や熱供給等の拠点としての活用も想定し、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。
 - イ 応急復旧のための資機材の備蓄に努めるとともに、被害状況の把握、点検マニュアル、施工業者等の連絡協力体制を整備する。
- (3) 協力体制の整備

近隣市町村、関係機関等の災害時協定等により、災害廃棄物処理の協力体制を整備するとともに、地域の市民組織やボランティア組織等との協力体制を整備する。

4 県の役割

- (1) 県内市町村間の広域処理体制
県内市町村の収集・処理能力を把握し、災害時の廃棄物処理の広域応援体制を整備する。
- (2) 関係団体との協力体制
災害時の応援協定等による広域処理体制を整備する。
- (3) 近隣他県との協力体制
災害廃棄物処理に関し、近隣他県、国との協力体制を整備する。

5 関係機関の役割

- (1) 新潟県環境整備事業協同組合
ア 県との災害時応援協定に基づき、県・市からの要請による、し尿・災害ごみの収集及び運搬に備える。
イ 組合員への緊急連絡体制を整備する。
- (2) (一社)新潟県産業廃棄物協会
ア 県との災害時応援協定に基づき、県・市からの要請による災害ごみの収集、運搬及び処分に備える。
イ 会員への緊急連絡体制を整備する。
- (3) (一社)新潟県浄化槽整備協会
ア 県との災害時応援協定に基づき、県・市からの要請による浄化槽の応急復旧等に備える。
イ 会員への緊急連絡体制を整備する。
- (4) (一社)新潟県解体工事業協会
ア 県との災害時応援協定に基づき、県・市からの要請による損壊家屋の解体に備える。
イ 会員への緊急連絡体制を整備する。
- (5) (公財)新潟県環境保全事業団
県からの要請に基づき、災害ごみの処理に備える。

第 23 節 救急・救助体制の整備

風水害対策編 第 2 章 第 24 節「救急・救助体制の整備」(p 96～)を準用する。

第 24 節 医療救護体制の整備

風水害対策編 第 2 章 第 25 節「医療救護体制の整備」(p 100～)を準用する。

第 25 節 避難体制の整備

風水害対策編 第 2 章 第 26 節「避難体制の整備」(p 104～)を準用する。

第 26 節 要配慮者の安全確保計画

風水害対策編 第 2 章 第 27 節「要配慮者の安全確保計画」(p 113～)を準用する。

第 27 節 食料品・生活必需品等の確保計画

以下に示す「基本方針」以外は、風水害対策編 第 2 章 第 28 節「食料品・生活必需品等の確保計画」を準用する。

【基本方針】

地震発生から、交通状況を含む流通機構の回復が見込まれるまでの「最低 3 日間、推奨 1 週間」分の必要な食料・飲料水及び生活必需品（以下「物資等」という。）は、市民（家庭、企業・事業所、学校等）が自らの備蓄でまかなうことを原則とする。

第 28 節 学校・文教施設における災害予防計画

風水害対策編 第 2 章 第 29 節「学校・文教施設における災害予防計画」(p 123～)を準用する。

第 29 節 文化財の災害予防計画

風水害対策編 第 2 章 第 30 節「文化財の災害予防計画」(p 128～)を準用する。

第 30 節 ボランティア受入れ体制の整備

風水害対策編 第 2 章 第 31 節「ボランティア受入れ体制の整備」(p 130～)を準用する。

第 31 節 事業者等の事業継続

風水害対策編 第 2 章 第 32 節「事業者等の事業継続」(p 131～)を準用する。

第 32 節 行政機能の保全

風水害対策編 第 2 章 第 33 節「行政機能の保全」(p 134～)を準用する。

第3章 災害応急対策計画

第0節 災害応急対策タイムスケジュール

1 計画の方針

被災地の時間・空間は有限であることから、災害発生後の各段階に応じた作業の優先順位を、市、市民、防災関係機関が共に理解し、行動しなければならない。

地震発生後の各段階に応じて、優先的に実行・着手すべき主な業務を時系列的に次のとおり示す。

(1) 地震発生から1時間以内

- 津波に関する情報(警報・注意報)の伝達、避難
- 初期消火、消火活動
- 危険な建物・場所からの避難
- 建物の下敷きになった者等の救出(地域の町民等の助け合いによる。)
- 避難行動要支援者の安全確保
- 防災関係機関職員の緊急参集(勤務時間外に発生した場合)
- 災害対策本部の設置、防災関係機関の指揮体制確立
- 概括的被害情報の収集
- 自衛隊等の出動準備要請又は派遣要請、広域応援の要請
- 市長の緊急アピール

(2) 地震発生から3時間以内

- 被害情報の収集
- 指定避難所の開設(施設の安全確認、管理・運営担当職員の派遣)
- 緊急道路の啓開
- 交通規制の実施
- 救護所の設置
- 公的救助機関による被災者の救出、負傷者の搬送
- ライフライン、公共土木施設等の被災状況調査と応急処置

(3) 地震発生から6時間以内

- 災害救助法の適用
- 通信途絶地域への通信設備設置
- 避難所への避難者の概数及び食料等の必要量の把握
- 被害状況の把握
- 被災地外からの医療救護班の派遣受入れ
- 輸送用車両の確保

(4) 地震発生から12時間以内

- 各種施設の被災状況の把握
- 避難所等への仮設トイレの設置
- 避難所等への食料・生活必需品の輸送
- 避難所での要配慮者の支援対策の実施

2 災害応急対策各業務の実施時期

防災関係機関は、災害応急対策の各業務が相互に深く関連していることを理解し、他の業務との整合に留意して効率的な実施を図る。本計画の災害応急対策の全業務の時系列的進行目標を、参考までに別表に示す。

災害応急対策タイムスケジュール 【震災対策編】

No	節	発災から1時間以内	発災から3時間以内	発災から6時間以内	発災から12時間以内
1	災害対策本部の組織・運営計画	・災害対策本部の設置 ・第1回本部会議の開催	・第2回本部会議の開催 ・防災会議連絡員室へ関係機関との連絡調整	・災害救助法適用に関する協議	
2	職員の配備・招集	・班長、副班長の配備 ・全職員の招集	・全職員の配備		
3	防災関係機関の相互協力体制	・消防本部への緊急消防援助隊の派遣要請 ・県に対し自衛隊の派遣要請	・広域協定に基づく応援要請		
4	災害時の通信確保	・防災行政無線の不通状況確認 ・被災地との通信インフラ確認 ・市デジタル防災行政無線の災害時の運用		・電気通信事業者等の他機関への支援要請 ・アマチュア無線団体への協力要請	
5	被災状況等収集伝達計画	・市有施設(防災拠点・指定避難所)状況把握 ・ライフライン被害状況の把握 ・集落の孤立状況の把握 ・火災の発生状況・津波の状況	・市有管理(道路・河川・砂防)施設状況把握 ・人的被害の把握 ・医療機関の被災状況把握	・県への被災状況報告	
6	広報計画	・市長第一声(緊急宣言) ・津波に関する情報の伝達 ・報道機関による地震、津波の呼びかけ	・先遣隊等による被災情報の発表		・人的・建物・公共施設被害状況 ・公共土木施設の被災状況 ・医療機関の被災状況・受入可否
7	市民等避難計画	・屋外への待避 ・沿岸部住民の高台への避難 ・危険地域からの自主避難	・指定避難所への避難 ・警戒区域の設定、立入制限等		
8	避難所運営計画		・避難所の開設	・避難者数・内訳の把握 ・避難所備蓄物資の提供及び日用品等提供 ・要配慮者支援要員の配置による適切な配慮	・防災関係機関への支援要請 ・仮設トイレ設置
9	避難所外避難者の支援計画				
10	自衛隊の災害派遣計画	・派遣要請準備及び派遣要請	・派遣部隊の受入れ	・救護活動実施	
11	輸送計画		・緊急交通路の確保(物資輸送拠点・ヘリポート、船舶) ・医療物資・人員、患者等搬送	・輸送車両の確保	・食料等、生命・生活の維持に必要な物資の輸送
12	警備・保安及び交通規制計画		・警備体制の確立 ・道路交通対策(交通規制等) ・被災地域住民の避難誘導		
13	消火活動計画	・市民・地域による消火 ・消防機関による消火 ・広域応援の要請		・緊急消防援助隊による消火	
14	救急・救助活動計画	・初期活動の実施 ・消防、警察等による救助活動 ・応援の要請	・重傷者等の搬送		
15	医療救護活動計画	・医療機関の被災状況受入可否 ・担当職員の招集	・医療救護施設(救護所)の設置 ・医療救護活動の実施	・負傷者等の状況把握 ・医療救護派遣関係団体への要請	
16	防疫及び保健衛生計画				・防疫活動体制の整備及び防疫活動の実施 ・井戸水等の水質安全確保
17	こころのケア対策計画	・職員参集	・DPAT 統括者との情報共有	・DPAT の支援要請	・DPAT 先遣隊活動
18	廃棄物の処理計画			・収集体制の確立	
19	トイレ対策計画		・簡易トイレによる応急対応 ・仮設トイレの調達		・仮設トイレ設置
20	入浴対策計画				
21	食料・生活必需品等供給計画		・個人備蓄、避難所備蓄物資による対応	・食料供給量の把握	・調達食の配給 ・応援協定等に基づく食糧等の調達 ・避難所への生活必需品の支給
22	要配慮者の応急対策		・地域協力による避難誘導 ・福祉避難所の開設	・避難状況の把握	・社会福祉施設等の被災状況・受入れの確認
24	建物の応急危険度判定計画			・建築物被災状況の把握 ・応援要請	
25	宅地等の応急危険度判定計画				

No.	節	発災から24時間以内	発災から72時間(3日)以内	発災から1週間以内	発災から1ヶ月以内	発災から3ヶ月以内
1	災害対策本部の組織・運営計画		・本部組織の見直し再編	・激甚法		
2	職員の配備・招集					
3	防災関係機関の相互協力体制					
4	災害時の通信確保					
5	被災状況等収集伝達計画	・市有施設の被災状況把握 ・インフラ被害等の取りまとめ	・道路等公共土木施設の復旧 ・農業土木施設等の被災状況八府	・被害金額等の概算集計		
6	広報計画	・市民への呼びかけ ・教育機関の被災状況、生徒等の安否		・被害金額等の概算集計結果	・り災証明書の発行 ・生活再建に関する情報の伝達	・災害応急対策状況
7	市民等避難計画		・要配慮者の移動			
7	避難所運営計画			・閉鎖・期間延長の判断	・閉鎖	
8	避難所外避難者の支援計画	・仮設トイレの設置 ・避難状況の注意・食料等配付 ・配布状況の周知	・避難者数・内訳把握			
9	自衛隊の災害派遣計画					
10	輸送計画	・緊急輸送ネットワークの確保				
11	警備・保安及び交通規制計画	・被災地・避難所の警備				
12	消火活動計画					
13	救急・救助活動計画					
14	医療救護活動計画	・医療関係ボランティアの把握				
15	防疫及び保健衛生計画	・避難場所環境整備	・健康相談の実施 ・防疫資機材の調達	・感染症予防対策	・栄養指導チームによる巡回栄養指導	
16	こころのケア対策計画		・カウンセラーの派遣計画		・カウンセラーの派遣 ・職員研修	・こころの健康調査 ・ストレスチェック
18	廃棄物の処理計画	・し尿収集開始	・ごみ収集開始		・がれき類の収集開始 ・廃棄物処理施設の応急復旧広域応援要請	
19	トイレ対策計画					
20	入浴対策計画		・自衛隊への入浴支援要請	・旅館・公共入浴施設等への協力要請		
21	食料・生活必需品等供給計画	・おにぎり等米飯による食料の供給 ・その他生活必需品の供給	・炊き出し等による食料の供給			
22	要配慮者の応急対策	・社会福祉施設等への緊急入所	・避難所及び自宅避難等の被災状況等確認			
24	建物の応急危険度判定計画	・被災建築物応急危険度判定				
25	宅地等の応急危険度判定計画	・被災宅地の把握 ・応援要請	・被災宅地応急危険度判定			

N _o	節	発災から1時間以内	発災から3時間以内	発災から6時間以内	発災から12時間以内
26	学校・文教施設における応急対策	・在校生徒等の避難・安否確認 ・避難生徒等の安全確保等 ・被災状況の把握と報告	・保護者への安否情報の提供 ・生徒等の帰宅又は保護継続避難所開設・運営協力	・授業実施の判断・連絡	
27	文化財等の応急対策	・入館者の安全確保(建物の場合)	・被災状況の調査報告	・被害拡大防止措置	
28	障害物の処理計画		・輸送路等障害物情報収集	・緊急輸送路障害物除去	
29	遺体等の捜索・処理・埋葬計画			・遺体等の捜索	
30	愛玩動物の保護対策				
31	災害時の放送	・地震情報等の放送(速報) ・施設点検	・被害状況の放送 ・インフラ等の状況放送		
32	公衆通信施設応急対策	・被災状況の把握	・復旧人員・資機材の調達 ・重要通信の確保被災状況の広報	・仮復旧工事	
33	電力供給施設応急対策	・被災状況の把握	・復旧人員・資機材の調達 ・病院等重要施設の復旧 ・被災状況の広報	・復旧工事	
34	ガスの安全・供給対策	・被災状況の把握 ・供給停止判断・措置 二次災害防止措置 ・消費先安全確認 供給再開確認(都市ガス)	・二次災害防止措置 (LPガス)		
35	給水・上水道施設応急対策	・被災状況の把握 ・個人備蓄による対応		・住民への広報	
36	下水道施設等応急対策	・処理場等の緊急点検・緊急調査・緊急措置			
37	危険物等施設応急対策	・施設等被災状況把握 ・取り扱い作業緊急停止 ・初期消火・流出防止措置	・現地調査 ・二次災害防止措置住民に対する広報	・応急措置 ・危険物流出の場合の応急対策	
38	道路・橋梁・トンネル等の応急対策	・被災概要調査	・交通規制 ・被災状況点検	・緊急措置 ・緊急交通路の確保	
39	港湾・漁港施設の応急対策	・緊急停止・安全確認 ・乗客への広報	・被災状況の把握	・応急復旧	
40	治山・砂防施設等の応急対策	—	・緊急措置	・被災概要調査 ・被災点検調査 ・二次災害の防止措置	
41	河川・海岸施設の応急対策	—	・緊急措置	・被災概要調査 ・被災点検調査 ・二次災害の防止措置	
42	農地・農業用施設等の応急対策	—	・緊急措置	・被災概要調査 ・被災点検調査 ・二次災害の防止措置	
43	農林水産業の応急対策				
44	商工業の応急対策				
45	応急住宅対策				
46	ボランティア受入れ計画	—	・県災害ボランティア支援センター設置	・情報の受発信	・県災害ボランティア本部員の派遣
47	義援金の受入れ・配分計画	—	—	—	—
48	義援物資対策				
49	災害救助法による救助	—	—	—	—

No.	節	発災から24時間以内	発災から72時間(3日)以内	発災から1週間以内	発災から1ヶ月以内	発災から3ヶ月以内
26	学校・文教施設における応急対策	・非在校生徒等の安否確認		・学用品等の手配 ・学校再開の時期等の判断・準備		
27	文化財等の応急対策					
28	障害物の処理計画	・その他障害物(建物等)の除去				
29	遺体等の捜索・処理・埋葬計画	・遺体の安置場所、輸送車両、柩等の確保 ・火葬場の被災状況、受入可否確認	・遺体安置所へ搬送、検視、身元確認等 ・火葬			
30	愛玩動物の保護対策			・動物救済本部の設置		
31	災害時の放送	・食料等供給に係る情報の発信	・復旧復興に係る生活関連情報の発信			
32	公衆通信施設応急対策		・本復旧工事			
33	電力供給施設応急対策		—			
34	ガスの安全、供給対策		・2日以内に消費先の緊急点検完了(LPガス) ・充填所復旧・消費先安全確認完了(LPガス)			
35	給水・上水道施設応急対策	→	・給水車による運搬給水 ・主要施設の復旧 ・医療機関等への応急復旧	・仮設給水栓の設置 ・主要配水管の応急復旧	・仮設給水栓の増設 ・配水管、給水管の応急復旧 ・各戸1給水栓の設置	・恒久復旧
36	下水道施設等応急対策		・応急調査	・本復旧調査	・施設の応急対策 ・下水道施設の復旧計画	
37	危険物等施設応急対策					
38	道路・橋梁・トンネル等の応急対策				・公共土木施設災害復旧事業	
39	港湾・漁港施設の応急対策				・公共土木施設災害復旧事業	
40	治山・砂防施設等の応急対策	・応急復旧	・被害状況の広報		・公共土木施設災害復旧事業	
41	河川・海岸施設の応急対策	・応急復旧	・被害状況の広報		・公共土木施設災害復旧事業	
42	農地・農業用施設等の応急対策	・応急復旧	・被害状況の広報		・災害復旧事業	
43	農林水産業応急対策の	・被害状況把握	・二次災害防止	・応急対策		
44	商工業の応急対策	・被害状況把握				
45	応急住宅対策	—	・公営住宅の空家の広報及び提供 ・民間賃貸住宅の紹介・あっせん	・被災戸数の確定 ・供与対象者の確定 ・被災住宅の応急修理	—	・仮設住宅の供与(2ヶ月以内)
46	ボランティア受入れ計画	・市災害ボランティアセンターの設置 ・被災者ニーズの把握	・ボランティアセンターの活動	—	—	—
47	義援金の受入れ・配分計画	・受入口座の設定及び報道機関を通じた公表			・義援金配分委員会による配分	—
48	義援物資対策	・義援物資の受付・保管場所の公表 ・初期必要物資の公表	(県:市への物資輸送)	・今後必要とする物資の公表	→	
49	災害救助法による救助	—	・被害状況の把握 ・災害救助法の適用手続き ・災害救助法による救助	—	—	—

第 1 節 災害対策本部の組織・運営計画

風水害対策編 第 3 章 第 1 節「災害対策本部の組織・運営計画」（p 145～）を準用する。

第 2 節 職員の配備・招集

風水害対策編 第 3 章 第 2 節「職員の配備・招集」（p 156～）を準用する。

第 3 節 防災関係機関の相互協力体制

風水害対策編 第 3 章 第 3 節「防災関係機関の相互協力体制」（p 160～）を準用する。

第 4 節 災害時の通信確保

風水害対策編 第 3 章 第 7 節「災害時の通信確保」（p 180～）を準用する。

第 5 節 被災状況等収集伝達計画

風水害対策編 第 3 章 第 8 節「被災状況等収集伝達計画」（p 183～）を準用する。

第 6 節 広報計画

風水害対策編 第 3 章 第 9 節「広報計画」（p 186～）を準用する。

第 7 節 市民等避難計画

風水害対策編 第 3 章 第 10 節「市民等避難計画」（p 192～）を準用する。

第 8 節 避難所運営計画

風水害対策編 第 3 章 第 11 節「避難所運営計画」（p 198～）を準用する。

第 9 節 避難所外避難者の支援計画

風水害対策編 第 3 章 第 12 節「避難所外避難者の支援計画」（p 204～）を準用する。

第 10 節 自衛隊の災害派遣計画

風水害対策編 第 3 章 第 13 節「自衛隊の災害派遣計画」（p 206～）を準用する。

第 11 節 輸送計画

風水害対策編 第 3 章 第 14 節「輸送計画」(p 212～)を準用する。

第 12 節 警備・保安及び交通規制計画

風水害対策編 第 3 章 第 15 節「警備・保安及び交通規制計画」(p 217～)を準用する。

第 13 節 消火活動計画

風水害対策編 第 3 章 第 17 節「消火活動計画」(p 225～)を準用する。

第 14 節 救急・救助活動計画

風水害対策編 第 3 章 第 19 節「救急・救助活動計画」(p 240～)を準用する。

第 15 節 医療救護活動計画

風水害対策編 第 3 章 第 20 節「医療救護活動計画」(p 244～)を準用する。

第 16 節 防疫及び保健衛生計画

風水害対策編 第 3 章 第 21 節「防疫及び保健衛生計画」(p 247～)を準用する。

第 17 節 こころのケア対策

風水害対策編 第 3 章 第 22 節「こころのケア対策」(p 254～)を準用する。

第 18 節 廃棄物の処理計画

風水害対策編 第 3 章 第 23 節「廃棄物の処理計画」(p 257～)を準用する。

第 19 節 トイレ対策計画

風水害対策編 第 3 章 第 24 節「トイレ対策計画」(p 261～)を準用する。

第 20 節 入浴対策計画

風水害対策編 第 3 章 第 25 節「入浴対策計画」(p 264～)を準用する。

第 21 節 食料・生活必需品等供給計画

風水害対策編 第 3 章 第 26 節「食料・生活必需品等供給計画」（p 265～）を準用する。

第 22 節 要配慮者の応急対策

風水害対策編 第 3 章 第 27 節「要配慮者の応急対策」（p 270～）を準用する。

第 23 節 建物の応急危険度判定計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生後、迅速に被災建築物の応急危険度判定を実施し、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、市民の安全の確保を図る。

具体的には、全国被災建築物応急危険度判定協議会（以下この節において「協議会」という。）が定める「被災建築物応急危険度判定要綱及び同業務マニュアル」に基づき判定活動を実施する。

- ・ 実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担 当 内 容
災害対策本部 設 置 前	建築住宅課	建築係 住宅・都市計 画係	○ 家屋、宅地等の応急危険度調査に関すること。
災害対策本部 設 置 後	建設班	—	

(2) 各主体の責務

ア 市民・企業等の責務

応急危険度判定の目的を理解し、被災した建築物の使用に当たっては、応急危険度判定の結果に基づき余震等による二次災害の防止に努める。

イ 市の責務

- (ア) 地震発生時の災害状況等の情報収集を行い、応急危険度判定実施の可否を決定する。
- (イ) 実施本部を設置し、応急危険度判定を実施する。
- (ウ) 自力で応急危険度判定が実施できない場合は、県に支援を要請する。
- (エ) 判定結果の集計を行い県に報告する。
- (オ) 応急危険度判定の目的の周知徹底を図る（被災宅地危険度判定調査や住家被害認定調査など、他の調査との必要性や実施時期の違い、民間の地震保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する）。
- (カ) 判定結果に対する相談窓口を設置する。

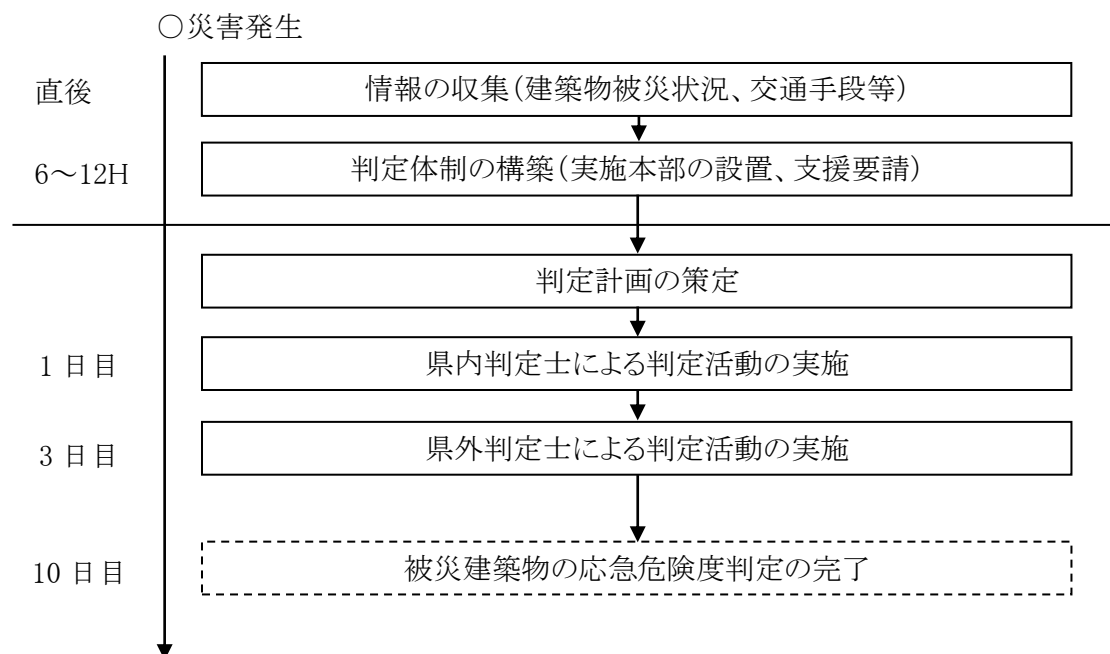
ウ 県の責務

- (ア) 市からの支援要請により、他の市町村及び建築関係団体に協力を求め、市が実施する判定活動を支援する。
- (イ) 被害が大規模で、多数の都道府県の応援が必要であると判断したときは、広域支援本部となるブロック幹事都道府県に応援を要請する。

(3) 達成目標

応急危険度判定は、概ね次の計画を目安とする。判定活動の開始は地震発生の翌日からとし、概ね 10 日間を目安に判定活動を終了する。

2 業務の体系



3 建物の応急危険度判定計画

(1) 情報の収集

市は、建築物等の被害状況を調査し、得られた情報から建築物被害の予測を行う。

(2) 判定体制の構築

ア 判定に当たって、判定コーディネーター（災害対策本部と応急危険度判定士の連絡調整等を行う者）を配置する。

イ 市単独で応急危険度判定が実施できない場合は、建設業協会や県、他市町村等に支援を要請する。

(3) 判定計画の作成

収集した情報を踏まえて、判定実施の可否を決定し、実施が必要と判断された場合は、判定実施計画を作成する。

(4) 被災者への判定実施の周知

応急危険度判定の目的の周知徹底を図る。（被災宅地危険度判定調査や住家被害認定調査など、他の調査との必要性や実施時期の違い、民間の地震保険損害調査との違いなどについて、被災者に明確に説明する。）

(5) 判定・支援の実施

応急危険度判定士の受入れを行い、判定用資機材を供給するとともに、判定士を実施地区に誘導する。

応急危険度判定士は、応急危険度判定結果を、判定した建築物の入口、もしくは外壁等の見やすい位置に表示する。なお、判定結果については、集計の上、県に報告する。

第 24 節 宅地等の応急危険度判定計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生後、市は、迅速に宅地被害に関する応急危険度判定を実施し、判定結果に基づいて、二次災害を防止又は軽減するための必要な措置を講じる。

- ・ 実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担 当 内 容
災害対策本部 設 置 前	建築住宅課	建築係 住宅・都市計 画係	○ 家屋、宅地等の応急危険度調査に関すること。
災害対策本部 設 置 後	建設班	—	

(2) 各主体の責務

ア 被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の責務

- (ア) 宅地判定士は、常に危険度判定に関する知識の習熟に努める。
- (イ) 宅地判定士は、危険度判定の円滑な実施のため、県及び市が行う体制整備に協力するよう努める。

イ 市の責務

- (ア) 市長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。
- (イ) 市長は、危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。
- (ウ) 市長は、被災の規模等により必要があると認めるときは、危険度判定の実施のための支援を知事に要請する。
- (エ) 市長は、宅地判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。
- (オ) 市長は、二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じる。

ウ 県の責務

- (ア) 市の協力を得て宅地判定士の養成に努め、講習会等を通じながら育成及び啓発を行う。
- (イ) 知事は、市長から支援要請を受けた場合は、宅地判定士に協力を要請する等、支援措置を講じる。
- (ウ) 被災の規模等により市が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事は、危険度判定の実施に関して必要な措置を講じる。
- (エ) 知事は、市長から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認めるときは、国土交通省又は他の都道府県知事等に対し危険度判定の実施のために支援を要請する。

2 実施の決定及び対象宅地等の決定

(1) 実施の決定

市は、地震発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき危険度判定実施の要否を概ね 24 時間以内に決定する。

なお、被災の規模等により危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなった場合には、危険度判定の実施のための支援を県に要請する。

(2) 対象区域及び宅地の決定

市は、危険度判定の実施を決定した場合は、概ね 72 時間以内に危険度判定の対象となる区域及び宅地を決定する。

3 危険度判定の実施

(1) 実施体制の調整

市は、危険度判定の実施に際し、概ね 72 時間以内に宅地危険度判定士に協力を要請する等、実施体制について調整する。

県は、市から要請を受けた場合は、宅地危険度判定士に協力を要請する等、概ね 72 時間以内に支援措置を講じる。

(2) 危険度判定の実施

市は、実施体制の調整後、速やかに宅地危険度判定士の協力の下に危険度判定を実施する。

4 判定結果を受けての措置

市は、二次災害を防止し、又は軽減するため、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じる。

また、必要に応じ判定結果に対する相談窓口を設置する。

第 25 節 学校・文教施設における応急対策

風水害対策編 第3章 第28節「学校・文教施設等における応急対策」（p 275～）を準用する。

第 26 節 文化財等の応急対策

風水害対策編 第3章 第29節「文化財等の応急対策」（p 282～）を準用する。

第 27 節 障害物の処理対策

風水害対策編 第3章 第30節「障害物の処理対策」（p 284～）を準用する。

第 28 節 遺体の捜索・処理・埋葬計画

風水害対策編 第3章 第31節「遺体の捜索・処理・埋葬計画」（p 287～）を準用する。

第 29 節 愛玩動物の保護対策

風水害対策編 第3章 第32節「愛玩動物の保護対策」（p 290～）を準用する。

第 30 節 災害時の放送

風水害対策編 第3章 第33節「災害時の放送」（p 293～）を準用する。

第 31 節 公衆通信施設応急対策

風水害対策編 第3章 第34節「公衆通信施設応急対策」（p 297～）を準用する。

第 32 節 電力供給施設応急対策

風水害対策編 第3章 第35節「電力供給施設応急対策」（p 300～）を準用する。

第 33 節 ガスの安全、供給対策

風水害対策編 第3章 第36節「ガスの安全、供給対策」（p 303～）を準用する。

第 34 節 給水・上水道施設応急対策

風水害対策編 第3章 第37節「給水・上水道施設応急対策」（p 307～）を準用する。

第 35 節 下水道施設等応急対策

風水害対策編 第 3 章 第 38 節「下水道施設等応急対策」(p 311～)を準用する。

第 36 節 危険物等施設応急対策

風水害対策編 第 3 章 第 39 節「危険物等施設応急対策」(p 315～)を準用する。

第 37 節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策

風水害対策編 第 3 章 第 40 節「道路・橋梁・トンネル等の応急対策」(p 320～)を準用する。

第 38 節 港湾・漁港施設の応急対策

風水害対策編 第 3 章 第 41 節「港湾・漁港施設の応急対策」(p 323～)を準用する。

第 39 節 治山・砂防施設等の応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

治山、砂防施設等の管理者は、震災時における施設の損壊箇所について機能確保を図るための応急体制をとるとともに、関係機関の緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

・ 実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担 当 内 容
災害対策本部 設 置 前	建設課 農林水産 振興課	管理用地係 林業・水産 振興係	○ 道路、河川、橋梁、土砂災害危険箇所、その他公共 土木施設のパトロールに関すること。 ○ 道路、河川、橋梁、土砂災害危険箇所、その他公共土 木施設の被害調査及び応急復旧に関すること。
災害対策本部 設 置 後	建設班	—	○ 関係機関等との連絡調整に関すること。

(2) 各主体の責務

ア 市民の責務

治山・砂防施設の被災及び土砂災害やその前兆現象等（以下「土砂災害等」という。）を確認した時は、遅滞なく市、警察及び関係機関等へ連絡する。

イ 市の責務

市民等から土砂災害等の通報を受けたとき及びパトロール等により土砂災害等を確認したときは、県及び関係機関へ連絡する。また、市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、市民に対して避難指示及び避難誘導等を実施する。

ウ 県の責務

県は、土砂災害等の被害拡大や二次災害を防止するための応急体制を整備するとともに、市及び関係機関と迅速かつ的確な情報の共有化を図り、応急対策を実施する。

(3) 要配慮者に対する配慮

土砂災害等により、要配慮者の住家や要配慮者利用施設に被害が及ぶおそれがある場合、市は、地域の自主防災組織に迅速かつ的確に避難情報等を伝達し、避難支援活動を行う。

(4) 積雪期の対応

市は、積雪期における避難時の移動の困難を考慮し、地域の自主防災組織と連携した避難体制を構築し、避難救援活動を行う。

2 土砂災害等の調査

- (1) 市、県及び国は、土砂災害等の被災状況を把握するため速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。確認された被災概要調査結果及び状況の推移については関係市民等に周知する。

被害拡大の可能性が高い場合には、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、被害拡大の可能性が低い場合は被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

また、県及び国は、重大な土砂災害が想定される場合には、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 26 条及び第 27 条に基づく緊急調査を実施する。

- (2) 県及び国は、被災概要調査結果及び状況の推移を市に連絡する。

3 応急対策工事の実施

市、県及び国は、被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施するとともに、ワイヤーセンサーや伸縮計等の感知・観測機器とそれに連動する警報器の設置や監視員の配置等により、異状時に関係市民へ適切に通報するシステムについても検討する。

4 避難指示等の実施

- (1) 市の対応

ア 土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係市民にその調査概要を報告するとともに避難指示及び避難誘導等を実施する。

イ 異状時における臨機の措置に備えるため、職員の配備や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。

- (2) 県及び国の対応

迅速及び円滑な避難誘導等が実施されるよう、市へ土砂災害緊急情報、概要調査結果の報告及び土砂災害に関する防災情報を提供する。

第 40 節 河川・海岸施設の応急対策

風水害対策編 第 3 章 第 43 節「河川・海岸施設の応急対策」(p 358～)を準用する。

第 41 節 農地・農業用施設等の応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震災害時には、農地や農業用施設の損壊等が予想される。

市及び土地改良区は、県や関係団体等との緊密な連携の下に、被害状況の把握及びその応急対策に努める。

- ・ 実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担 当 内 容
災害対策本部 設 置 前	農林水産 振興課	農村整備係	○ 農業関係の被害調査及び応急対策に関する こと。
災害対策本部 設 置 後	農林水産班	—	○ 農業施設の被害調査及び応急対策に関する こと。 ○ 関係機関等との連絡調整に関すること。

(2) 各主体の責務

ア 市の責務

地震発生直後の地震情報の収集・連絡に当たるとともに、土地改良区等施設管理者と協力して農業用ダム・防災重点農業用ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

イ 土地改良区・施設管理者等の責務

地震発生直後の地震情報の収集・連絡に当たるとともに、市等と協力して各管理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

ウ 県の責務

地震発生直後の地震情報の収集・連絡に当たるとともに、県管理施設等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。また、県及び他市町村職員の応援派遣等により市を支援する。

(3) 達成目標

ア 農業用ダム・ため池

(ア) 高さ 15 m 以上の農業用ダム

対象地震	次のいずれかに該当するもの ・ ダムの基礎地盤又は堤体底部に設置した地震計の、地震動の最大加速度が 25gal 以上 ・ 対象ダム周辺の観測震度が 4 以上
目視による速報	目視による外観点検（1 時間以内に報告）
一次点検	目視による外観点検（3 時間以内に報告）
二次点検	詳細な外観点検と計測点検（24 時間以内に報告）
報告方法	管理者はあらかじめ定められた連絡体制に基づき報告

(イ) 防災重点農業用ため池等

対象ため池	・ 防災重点農業用ため池 ・ 高さ 15m 以上の農業用貯水施設のうち、近代的技術基準に基づき設置された施設であって、土地改良法に定める管理規程が定められているもの
点検ため池	震度 4 の場合は、高さ 15m 以上の対象ため池 震度 5 弱以上の場合は、全ての対象ため池
緊急点検	目視による外観点検（24 時間以内に報告）
報告方法	市は原則としてため池防災支援システムにより報告

イ 頭首工、排水機場、地すべり防止施設その他施設

頭首工及び排水機場、地すべり防止施設その他事業実施中の工事現場で、被災により付近市民等に危険を及ぼす可能性のあるものは、震度 5 弱以上になった場合に緊急点検を行い、24 時間以内に報告を行う。

ウ 緊急点検の結果、危険と認められた箇所

速やかに二次災害防止措置を講じる。また、緊急的に機能回復を行う必要のある農地・農業用施設等については、速やかに応急復旧を行う。

2 施設の緊急点検及び被害状況の把握等

震度 4 以上の地震が発生した場合、市は、土地改良区等と相互に連携して、直ちにパトロールを実施し、農地や農業用施設等の緊急点検を行う。

緊急点検により把握した農地及び農業用施設等の被害状況については、県（佐渡地域振興局農林水産振興部）等に報告する。

また、点検の際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡するとともに、市民に対して避難指示等を発令するなど、適切な避難誘導を実施する。

3 応急対策の実施

(1) 応急対策

市、土地改良区、県及び施設管理者は、関係機関との連携の下、被災者の生活確保を最優先に農地及び農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた所要の体制を整備し次の応急対策を実施する。

ア 集落間の連絡農道及び基幹農道の応急対策

避難路や緊急輸送道路等の確保のため、優先して応急復旧及び障害物の除去を実施するとともに、通行が危険な道路については、市、県及び警察等に通報するとともに、通行禁止等の措置を講じる。

イ 主要構造物や建築物（排水機場等）の応急対策

専門技術者等を活用して被災構造物等に対する応急危険度判定を速やかに実施するとともに、パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講じる。

被災後の降雨等による二次災害発生のおそれがある場合には、速やかに適切な避難誘導等を実施するとともに、危険性が高いと判断された個所については関係機関や市民等に

周知を図るとともに、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策等を行い二次災害の防止に努める。

ウ 浸水区域における応急排水対策

支援可能な関係機関に依頼して必要台数を確保する。

エ 応急工事は、被害の拡大防止に重点を置いて、各施設管理者は被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無を考慮して適切な工法により実施する。

(2) 緊急的措置

市は、農地及び農業用施設の被害の状況から、やむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり、災害査定前に復旧工事に着手する。

第 42 節 農林水産業の応急対策

風水害対策編 第 3 章 第 45 節「農林水産業の応急対策」(p 335～)を準用する。

第 43 節 商工業の応急対策

風水害対策編 第 3 章 第 46 節「商工業の応急対策」(p 340～)を準用する。

第 44 節 応急住宅対策

風水害対策編 第 3 章 第 47 節「応急住宅対策」(p 342～)を準用する。

第 45 節 ボランティア受入れ計画

風水害対策編 第 3 章 第 48 節「ボランティア受入れ計画」(p 347～)を準用する。

第 46 節 義援金の受入れ・配分計画

風水害対策編 第 3 章 第 49 節「義援金の受入れ・配分計画」(p 349～)を準用する。

第 47 節 義援物資対策

風水害対策編 第 3 章 第 50 節「義援物資対策」(p 351～)を準用する。

第 48 節 災害救助法による救助

風水害対策編 第 3 章 第 51 節「災害救助法による救助」(p 353～)を準用する。

第4章 災害復旧・復興計画

第 1 節 民生安定化対策

風水害対策編 第 4 章 第 1 節「民生安定化対策」(p 377～)を準用する。

第 2 節 融資・貸付その他資金等による支援計画

風水害対策編 第 4 章 第 2 節「融資・貸付その他資金等による支援計画」(p 383～)を準用する。

第 3 節 公共施設等災害復旧対策

風水害対策編 第 4 章 第 3 節「公共施設等災害復旧対策」(p 398～)を準用する。

第 4 節 災害復興対策

風水害対策編 第 4 章 第 4 節「災害復興対策」(p 404～)を準用する。